

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月5日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成23年10月 5 日 水曜日
開 会 午前10時 0 分
散 会 午後 4 時57分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
- 2 陳情平成20年第63号、同第112号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第105号、同第123号、同第129号、同第130、同第137号、同第138号、同第141号、同第174号の2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第35号、同第36号、同第47号、同第55号、同第56号、同第59号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情第1号、第19号、第24号、第38号の2、第50号、第54号、第62号、第78号、第109号、第110号、第115号の2、第116号、第118号、第127号、第128号、第129号、第134号、第135号、第136号、第151号及び第154号

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委	員	具	志	孝	助	君
委	員	仲	宗	根	悟	君
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地	修	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	玉	城		満	君
委	員	玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	比	嘉	俊	昭	君				
村	づ	く	り	計	画	課	長	玉	城	肇	君			
糖	業	農	産	課	長	島	尻	勝	広	君				
水	産	課	長	島	田	和	彦	君						
営	農	支	援	課	長	與	那	嶺	宏	明	君			
商	工	勞	働	部	長	平	良	敏	昭	君				
商	工	振	興	課	長	登	川	安	政	君				
企	業	立	地	推	進	課	長	屋	比	久	盛	敏	君	
勞	政	能	力	開	発	課	長	武	田	智	君			
産	業	政	策	課	長	湧	川	盛	順	君				
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ	部	長	平	田	大	一	君
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ	統	括	監	松	川	満	君
観	光	政	策	統	括	監	下	地	芳	郎	君			
文	化	振	興	課	長	瑞	慶	山	郁	子	さん			
観	光	政	策	課	長	嵩	原	安	伸	君				
観	光	振	興	課	長	神	谷	順	治	君				
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	村	山	剛	君			

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第11号議案、陳情平成20年第63号外46件についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案交通事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成23年第6回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

19ページをお開きください。

乙第11号議案交通事故に関する和解等について御説明いたします。

本議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との和解及び損害賠償額を定めるために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容としましては、石垣市宇大浜の医療法人緑の会介護老人保健施設いしがき太陽の里先国道390号上において、職員が運転する公用車が前方を走行中の車両後部に衝突したものです。双方とも人的被害はありませんでした。

以上が本件の概要であります。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第198号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続14件、新規5件でございます。

それでは、陳情19件について御説明いたします。なお、継続陳情13件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の24ページをお開きください。

継続案件の陳情第54号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

24ページ目の下から7行目、6行目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明します。

前回「15事業者を32事業者に」また前回「34事業者を17業者」と修正しております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

陳情処理概要書28ページをお開きください。

陳情第109号、新規、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める陳情、陳情者は沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長國吉眞孝であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

漁業用燃油に係る軽油引取税及び漁業用A重油の石油石炭税の免税措置については、軽油が平成21年4月1日から、A重油が平成23年7月1日からの措置となっておりますが、いずれも平成24年3月31日までの期限となっております。漁船漁業の操業コストに占める燃油の割合は大きく、燃油価格が上昇している中、この免税措置が廃止されると、漁業経営に大きな打撃を与えることとなります。このため、全国漁業協同組合連合会等の漁業団体は、国に対し免税措置の継続について、強く要望しております。県としましても、安定した漁業経営を確保する観点から、漁業団体や九州各県と連携し、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置等について、国へ要請してまいります。

続きまして、陳情処理概要書の30ページをお開きください。

陳情第115号の2、新規、美ぎ島美しや（先島）圏域の振興発展に関する陳情、陳情者は美ぎ島美しや市町村会会長（宮古島市長）下地敏彦外4人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1 農畜水産物の輸送コストの低減対策については、農畜水産物の振興を図る上で重要なことから、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、輸送コストを鹿児島県並みに軽減する農林水産物流通条件不利性解消制度の創設を国に対して要望しているところであります。

2 キジ及びクジャクによる農作物被害は、平成21年度の調査によると、キジについては石垣市、恩納村、伊是名村、北大東村で、クジャクについては石垣市から被害報告があります。主な被害は、カボチャ、タマネギ等の野菜類や水稲で、被害面積は3.6ヘクタール、被害金額は820万円となっております。クジャクの生態は繁殖期が4月から8月で、主に植物を食べ、爬虫類や昆虫などの小型動物も食べるなど、雑食性であることが確認されております。また、生息数は、石垣島で500羽から1500羽程度、宮古島で200羽程度と推定されております。キジの生態調査については、県では実施されておきませんが、他県の調査事例では、繁殖期が4月から7月で、主に植物を食べ、昆虫なども食べる雑食性であることが確認されております。県では、鳥獣被害防止対策としまして、関係団体で構成する野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策事業等を推進しているところであります。具体的には、①市町村が国の財政支援を受けられるよう、被害防止計画の作成に必要な情報の提供や助言、②捕獲箱や防鳥ネットの設置、捕獲箱の開発、銃器による捕獲等の支援を行っているところであります。なお、キジについては、産卵期に卵を回収することで被害の減少が認められております。今後とも、市町村、農協等の関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

続きまして、陳情処理概要書の32ページをお開きください。

陳情第134号、新規、農地冠水の抜本的対策に関する陳情で、陳情者は糸満市長上原裕常であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

去る8月4日から6日における台風9号による真壁南地区及び真栄平南地区の湛水被害については、日雨量で225ミリメートル、1時間最大雨量が54ミリメートル、連続雨量が447.5ミリメートルと大雨によるものであったことや、排水の処理を行うドリーネ内に、土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力

が低下したことによるものだと考えられます。このことから、今回の水害は不可抗力であり、県としての補償は困難であります。当面の対策としては、排水機能の回復を図るため、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業等により、沈砂池等に堆積した土砂や雑物の除去を引き続き進めるとともに、ドリーネ内部に堆積した土砂等の除去や飲み口の改修に努めてまいります。また、排水の処理を行うドリーネに雨水が短時間で集中しないよう、平成21年度から水質保全対策事業により、上流域内で浸透池等を整備しているところでもあります。効果的な排水対策としては、トンネル等による排水の整備、排水機による強制排水を行うこと、沈砂池等の拡大による貯留池を整備することの3案が考えられます。このため、今9月議会でかんがい排水調査計画費900万円を計上し、施設規模、構造、事業費を算定する予定としており、糸満市や地元関係者と調整を進めながら、事業化に向けて取り組んでいるところでもあります。被災農家への支援としては、湛水後の病害を防ぐため、農業改良普及センターによる巡回指導を強化する等、栽培技術指導を実施しております。また、台風被害農家への融資としては、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の制度資金があり、これらの資金を借り受けた農家に対し利子助成を行うとともに、既に借り受けた資金についての償還猶予に対応することとしております。県としましては、今後とも被災農家が営農活動を継続できるよう支援してまいります。なお、農業研究センターにおける湛水発生の原因及び対応策としては、平成23年1月から3月に調査検討を実施しております。その結果、当センター内の排水施設に土砂等が堆積したことなどが発生源の一つであったことから、雨水調整池からの越流を防ぐため、降雨時に雨水の滞留が発生しないようポンプによる強制排水を徹底して行っております。また、同年6月に、調査結果や当センター内の排水施設の状況及び今後の管理方針について、県や糸満市の関係機関を交え地域住民へ説明し、意見交換を実施しました。今後とも、排水施設の管理徹底を図るとともに、関係機関や地域住民と連携して、湛水問題の解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

続きまして、陳情処理概要書の34ページをお開きください。

陳情第135号、新規、農地冠水の抜本的な解決と被災農家への補償を求める陳情、陳情者は糸満市議会議長上原勲であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針等については、陳情第134号と同様であります。

続きまして、陳情処理概要書の36ページをお開きください。

陳情第151号、新規、度重なる冠水による農業被害、関連被害の抜本解決と

被災者への補償を求める要請書、陳情者は糸満市真壁南地区及び真栄平南地区水害被害者の会代表平良泰男であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

去る8月4日から6日における台風9号による真壁南地区及び真栄平南地区の湛水被害については、日雨量で225ミリメートル、1時間最大雨量が54ミリメートル、連続雨量が447.5ミリメートルと大雨によるものであったことや、排水の処理を行うドリーネ内に、土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力が低下したことによるものだと考えられます。このことから、今回の水害は不可抗力であり、県としての補償は困難であります。当面の対策としては、排水機能の回復を図るため、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業等により、沈砂池等に堆積した土砂や雑物の除去を引き続き進めるとともに、ドリーネ内部に堆積した土砂等の除去やのみ口の改修に努めてまいります。また、排水の処理を行うドリーネに雨水が短時間で集中しないよう、平成21年度から水質保全対策事業により、上流域内で浸透池等を整備しているところであります。効果的な排水対策としては、トンネル等による排水の整備、排水機による強制排水を行うこと、沈砂池等の拡大による貯留池を整備することの3案が考えられます。このため、今9月議会でかんがい排水調査計画費900万円を計上し、施設規模、構造、事業費を算定する予定としており、糸満市や地元関係者と調整を進めながら、事業化に向けて取り組んでいるところであります。被災農家への支援としては、湛水後の病害を防ぐため、農業改良普及センターによる巡回指導を強化する等、栽培技術指導を実施しております。また、台風被害農家への融資としては、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の制度資金があり、これらの資金を借り受けた農家に対し利子助成を行うとともに、既に借り受けた資金についての償還猶予に対応することとしております。県としましては、今後とも被災農家が営農活動を継続できるよう支援してまいります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いします。

審査に入る前に、湛水被害に対するこれまでの対応と今後の対策について、村づくり計画課長より説明させていただきます。

○玉城肇村づくり計画課長 ただいま農林水産部長より要旨説明がりましたが、私のほうから概要の説明をさせていただきます。お手元に3枚つづりの資料があると思います。A3の平面図が2枚、A4のイメージ図1枚、計3枚の

配付がされていると思います。

まずお手元の1枚目をごらんください。

全体の状況について御説明いたします。今回の真壁南地区及び真栄平南地区に関しまして、位置としては糸満市南部の県道7号線、図面で言いますと真ん中に真栄平南地区があり、同じくその左のほうに真壁南地区があります。この図面の中の薄い水色の部分が湛水被害が生じる区域です。今回の8月の湛水被害についてはこのエリアで、真栄平南地区に関しては約5.6ヘクタール、真壁南地区については12ヘクタール程度の湛水被害がありました。

次に地域の周辺の状態について御説明いたします。

A3の2枚目をごらんください。

これは真壁南地区、真栄平南地区を中心として周囲で基盤整備関係が整備された状況を図示しております。先ほど申し上げました真栄平南地区の北側、北東側のほう、図面で言いますと一番上のほうに新垣地区、その右下に真栄平地区、その左側に真栄平西地区という圃場整備関係が整備されています。これに関して湛水被害が生じているということで、県としても対策を講じております。

次に対策案について御説明いたします。

1枚目の資料をごらんください。

この中で湛水被害対策の考え方としては大きく3つを予定しております。1つ目は、真栄平南地区のほうにPというアルファベットがありますが、そこから真壁南地区側に赤い破線が矢印であると思います。同じく真壁南地区のPのアルファベットがありますが、そこにつないでそこから米須海岸のほうに行く赤いルートがあります。これが意味することは、ここにトンネルを含む排水路をつくって米須海岸のほうに排出するという1つ目の案があります。次に2つ目の案としては、同じルートですが、トンネルを活用せずに、この間にちょうど山がありますのでそこに排水機場をつくってポンプアップして山越えをする。それは真栄平南地区から山越えをすると。その印がPという形になっています。真壁南地区に行きますと同じように山がありますので、そこも同じようにポンプアップします。ルートは同じですが、トンネルを活用するかポンプを活用するかの違いがあります。3つ目の案としましては、その地域の中に貯留池—沈砂池や浸透池などの貯留池を設置し、湛水に対応する水量をこの中でためると。ためたものについては、既存のドリーネあるいは小規模な排水路をつくって排除しようと考えております。現在県としては、糸満市、関係機関や農家の方々からの意見等も踏まえながら対策について検討しております。資料の3枚目のほうに、先ほど説明いたしました3案についてイメージ図があります。最初のトンネル案については、山を通るイメージで排水路をつくります。2つ

目は、山を越える形でポンプアップをします。3つ目については、現在ある貯留池案です。この案については、既存の池の規模を拡大して湛水被害の水をためることになっています。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 今の糸満市の農地冠水に関する3つの陳情についてお聞きします。陳情第151号、陳情第134号、陳情第135号についてお聞きします。まずはこの真栄平南地区は3年から4年前に冠水した地域ですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成19年度にも湛水被害がありました。

○当銘勝雄委員 それはあのときにも我々経済労働委員会は調査をし、基本的にやはりトンネル方式の排水をつくらない限りは難しいということ結論を出しました。今回の3つの案の中にも挙がっていますが、なぜそれをやらなかったのかについてお答えください。

○比嘉俊昭農林水産部長 3案については、排水をつくって流すということで検討していたところです。しかし何点か調査をした中でやはり地下にドリーネがあって、そこを通ると崩れるおそれがあるのではないかとということがありました。また住宅地もあるということで調査をした段階ではそういったおそれもあるということで、調査はしていますが、ルートを探していることが1点あります。それから排水については、費用がかさむということで、県としては時間がかかるということで調査をしながら並行的に、真栄平南地区の上の上流のほうからの流れを緩和する形で下のほうの水が一気に流れないように、今現在7基の沈砂池をつくっています。今はまだ1基しか完成していません。それで流れが十分でないということでそういった状況にあります。いずれにしても合意形成、末端のトンネルから流したときに海岸にかなりの水量が流れてくるとい

うこともあって、そういった説明をしています。一番大きいのはドリーネがあって、なかなか次の展開ができなかったということがあります。ただ、今は継続して調査は続けています。

○当銘勝雄委員 継続して調査をしているということであるが、時間がかかりすぎです。平成19年度の冠水被害のときにも、ビニールハウスの高さで言えば真ん中から上まで冠水した跡があった。約2メートル以上はあったと思います。そういったことがあったのに、沈砂池をつくってやるだとか、あるいは今ドリーネがあるかもしれないということですが、そういったことではなくて、やはり基本的にマンホールのような排水路をつくったほうが良いと思います。なぜ調査が続いているのか、そこら辺が疑問に感じますがどうでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 3案については平成19年度にもそういった検討をして、地元の糸満市でつくっている対策協議会、米須地域の方々と調整をしています。また、先ほど農林水産部長がお話ししましたように、ボーリング調査の結果ドリーネがかなり発達しているということで、そこにトンネルなどをつくると落盤、また逆に水みちをふさぐという懸念もあって、さらにルート選定も含めて調査が必要だと考えております。また地元で説明会をした段階でも、今の排水路案にしますと毎秒32トン程度の水が放出されるという試算結果になっています。これだけの水を一気に流すということは非常に米須海岸、米須地域の方々からの十分な理解を得られなかったという側面があって、それは引き続きルート選定とか、あるいはトンネルではなくても前処理として大規模に水を流さずに、排出量を軽減させることも検討しながら、そのためにはもとのほうである一定の貯留池、浸透池、沈砂池などそういった水、あるいは土砂の流出を防ぐ対策をしながら、排水も検討の必要があるということで時間が長引いているところでございます。

○当銘勝雄委員 確かに米須海岸に毎秒32トン流すと大きなインパクトがあるかもしれませんが、それは地域の皆さんと相談をして反対をしたのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 確かに糸満市における湛水検討委員会、あるいは米須地区区長の話の中でもトンネル等で一挙に排出したほうが良いという意見もありました。ただ海岸に与える影響を懸念する声も強く、双方をある程度クリアしなくてはならないということで、まずは池を併用した形で最終的にはドリーネで目詰まりが生じる危険性もあるので、小規模のトンネルなりドリーネ

の改修が必要だと考えております。

○当銘勝雄委員　しかし、陳情の3つのうちの1つには糸満市議会からの陳情もありますよ。これは市議会も納得していないということではないですか。

○玉城肇村づくり計画課長　現在の3案についても当然、県としての案は提示しますが、最終的には糸満市、あるいは関係土地改良区、農家の方々との意見の調整を経て基本的に了解を得て対応していきたいと考えております。

○当銘勝雄委員　私が言いたいことは、糸満市議会議長だけではなく糸満市長も土地改良区からも陳情が出ています。以前から一緒になって、糸満市も糸満市議会もたくさん集まって、現地も見て話し合っているわけですよ。しかし、皆さんが言うような説明では、糸満市も糸満市議会も納得していないので陳情を出しているということですよ。それについてどう考えますか。

○比嘉俊昭農林水産部長　今3案を提示して、一番どれがいいのかということになると思います。一番どの選択をしたほうがよいのかということになると思います。その中で地域住民との関係もあるので、その辺を3案についても説明をしながら納得をしてもらうことになると思います。そういった意味では、市町村の湛水については抜本的対策をしてほしいという要望ですので、その中で提案をしてどの選択肢をとるのかということとは地元の関係者と調整をすることになると思います。

○当銘勝雄委員　これまで4年間では調査ばかりで、具体的には対策をしないから改めて陳情があったと思います。要するにほぼ、あのときにも県議会として結論的なことを言ったつもりでした。例えば、真栄平地区についてはあそこには旧の排水路があります。これが詰まっていてこれを調査する必要があるとか、場合によっては拡張をする必要があるということまで言っていましたので、そういったことをやらない限りどうにもならないということでした。それは逆に米須地域の方が反対するのであれば、今地下ダムがありますが、そこに分散して入れる方法があると思いますが、それはできないのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長　先ほど説明しましたように、上の真栄平南地区の上流のほうで7基の沈砂池をつくってそこを緩和しながら、一たんそこでとめてから先ほどの沈砂池に流れるような形にしようということで、段階的に流れを

押さえようということでは話しています。いずれにしても、外に流す場合は水の流れを緩やかにしたほうが海岸でも少ないのではないのかと、やはり段階的に上をやって、我々としても議論をしているのは一番いいのは3案の貯留地を広げて流したほうがいいと考えています。さらに長期的にはそこを緩和しながらトンネルを通したほうがいいのかという話もあります。その辺も一つの案にこだわるのではなくて組み合わせた形でやる手法もあるのかなと、いろいろな提案や調査も入れながら総合的に検討して早目に取り組む必要があると考えています。

○当銘勝雄委員 結論的に言えば幾つかの案を出しているということですが、これまで4年間かかってもできなかったものをこれから取り組もうとしているのならば、土地改良組合の農地養生改善組合、糸満市、糸満市議会と相談をして、ただ案を出すだけではなくて具体的に取り組む方向でやってもらわないといけないと思います。4年間かかって何ら進展しないとなるとこれは行政の責任が問われると思います。次に日雨量が225ミリメートル、そして連続降水量が447ミリメートルとありますが、災害に対する不可抗力という表現をしていますが、これは農家としては大変な打撃です。4年前にもランや作物が全部だめになり、次につくる意欲がありませんということまで言っていた農家がありました。そういった農家がまた今回の冠水被害に遭うと、行政は何をしているのかということになります。やはり行政は農家の営農が安定するように取り組むことが行政の最大の役目であると思います。被害を受けてもそのままの形でやっているのであれば大変です。ですから不可抗力ということで補償困難ということではいいのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり自然災害でありますし、またいろいろな要素が重なってこういった結果になっていますので、補償はなかなか難しいと考えています。

○当銘勝雄委員 本当に農家の立場に立つと大変だと思います。災害が起こることは仕方がないが、災害の被害から農家が立ち直れるようにやっていくことを十分に肝に銘じて災害対策をしてください。次に陳情第115号の2についてお聞きします。このキジが相当繁殖しているようですが、北大東島のキジと一緒にですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 詳細について手持ち資料ではわからない状況です。

○当銘勝雄委員 マングースのように何かの駆除のために導入して後々それが災いしている。このキジも恐らく北大東島に入れたものではないかと思えます。それを沖縄本島のほうに持ってきて広がっていると思えます。ですから、農林水産部としてもこれが作物被害を出すようになっては大変なので、これに対する対策はどのようにされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 鳥獣被害防止対策事業というのがありまして捕獲もできますし、これは市町村が計画をつくって県から市町村へ捕獲についての権限移譲がされています。市町村が計画をつくれればそれに基づいて捕獲するという状況です。それについて支援としては捕獲箱の設置、また銃器を使う場合はそれに対する手当を国庫補助事業でやります。

○当銘勝雄委員 そこで災いになっているのは鳥獣自然保護化ということだと思います。例えばJAなどが捕獲器を使う場合も、どうも捕獲することに足手まといをしているような気がします、その辺はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは保護鳥ではなくて外来鳥になっているので、市町村が捕獲計画を立てればきちんと捕獲できるようになっています。通常の保護鳥とは少し違う状況です。

○当銘勝雄委員 キジ、クジャクについてもそうで、押しなべて外来鳥はふえています。小さなジュウシマツみたいな鳥や、タイワンシロガシラがひどくて、野菜をつぶして商品価値をなくすなど大変な状況になっています。ですから徹底して捕獲して被害を出さないようにしていただきたい。例えば農家によっては、どうしようもないので防鳥ネットで対策していてとても費用がかかっています。ヤンバルのほうではドラゴンフルーツをつくっても鳥獣被害でどうにもならないから2メートルくらいのネットを張って被害防止をしているが、これでは引き合わないということまで訴えています。ですから防鳥対策もきちんと取り組んでいただきたいと思えます。農家から被害が出てこないと取り組まないということではなくて、農家がこういった状況で困っているのかということ調査して対応していただきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず新規陳情の冠水関係についてお聞きします。まず地下ダムとありますが、それはどういったもので、どういった構造ですか。

○玉城肇村づくり計画課長 地下ダムについては、国のほうで平成4年度から平成17年度にかけて整備しています。簡単な仕組みとしましては地下水を止水壁という構造物でとめます。それでその水を地下水を活用して農業用水として利用します。地下ダムの規模は米須と慶座の2カ所に地下ダムがあります。先ほどの図面資料の2ページ目をごらんください。米須海岸のほうに国営地下ダム止水壁とあります。これは赤くラインが塗られています。ちょうど米須海岸に沿って米須の止水壁が設置されていまして、延長が約2300メートル、止水壁が地中に構造物がありますが、一番深いところで高さが約70メートル弱で、それが地下に打ち込まれている形です。そこにたまっている水を農業用水として活用しますが、これは約180万トンあります。貯水量としてイメージ的には新川ダムに匹敵します。25メートルプールで6000個相当の水がたまっています。また国営の地下ダムに関しては今回のエリアとは別ですが、旧具志頭村のほうに同じく長さが970メートル、深さが53メートルの慶座地下ダムもございます。対象の農地としては1350ヘクタールくらいの農地で、八重瀬町の旧具志頭村、糸満市の南部に水を供給しています。

○渡久地修委員 ではイメージ的には先ほど新川ダムと言っていました。新川ダムが地表にあります。それがそのまま地下にあるというものでよいでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 貯水量としてはそのくらいの水があるということです。

○渡久地修委員 止水壁がありますが、これで水をとめますが、とめてたまった水はどこまで行きますか。水がたまっているというのは真栄平南地区も真壁南地区もたまっている水の上にあるのですか。

○玉城肇村づくり計画課長 今、地下ダムがこちらのほうにありますが、その少し上に米須の集落があります。真壁の集落がその上にあります。ちょうどこの間に真壁南地区があります。この米須集落と真壁南集落は段差があります。東西に稜線が走っていますので、米須のエリア自体が標高10メートル、真壁は

20から30メートルの標高です。また、地下の中でも断層が生じていて一たんここでとめられているという形です。正確ではありませんが、米須地下ダムの貯留域は集落の下側の地下ダムの止水壁のラインを囲む形であります。

○渡久地修委員 先ほどの資料の3ページですが、これは地下水がありますよね。これは海岸側でこれをとめるとたまるから、この地下水はこれがなかったら流れているけど、ためると行き場がないから流れがとまってしまう。あるいはゆっくりになってくるということはあると思いますよね。例えば、久茂地川でも満潮になると流れる水がなくなってくるから上流は行き場がなくなって流れが弱くなることは考えられますよね。

○玉城肇村づくり計画課長 先ほどの米須地区の圃場自体は10メートルから10数メートルですが、地下ダムの止水壁自体の標高は4メートルです。そういうことで地下水はそこにたりますので、4メートルのラインでとまっているわけです。ちなみに真壁南地区については20メートルということですからかなり高低差があります。確かにイメージ図から言いますと緩やかに平坦に見えますが、かなり標高差があります。それに影響はないと国のほうからは聞いております。

○渡久地修委員 これは国が言っていることですね。県の調査や見解ではないですね。

○玉城肇村づくり計画課長 国から聞いているところです。

○渡久地修委員 ここで被害がありますが、この被害がある雨水というものはここに降った水なのかまたはここに流入してきますか。その辺はどのようになっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 真壁南地区に関しては地形の条件からして、真壁南地区の圃場のほうに米須集落から水が来ます。これは現況もそうですし、事業の中においてもそれを想定して事業をしています。流域を変えて外から持ってきたということではありません。

○渡久地修委員 流域から持ってきたのかということではなくて、自然の地形でこの周辺から流れ込むようになっていますか。あるいはここに降っている雨水だけなのかということです。

○玉城肇村づくり計画課長 雨水もあるいは周辺から流れてくる雨もあります。

○渡久地修委員 両方ともですか。

○玉城肇村づくり計画課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 私はこれまでいろいろと家屋の浸水等についてかかわってきました。浸水の場合は流入をいかに防ぐか、また排水をどうしていくかということです。排水をきちんとしないと流入が多ければ浸水します。でも流入を分水するなど流入を防いでいけば浸水を防ぐことができます。そういった面では皆さん方がこれまでされてきた整備の設計については正確でしたか。

○玉城肇村づくり計画課長 基本的には雨が降ったら、流域といいますかここに降った雨はここに流れてきます。当然もともとの現況自体がそういった流れであれば、基本的にはそれを踏襲して設計に反映させます。といいますのは、分流するとなると持っていった地域がもともと流れていない水が入ってくるといことになりますので、一つの地域をクリアすると分流をした地域に負荷がかかるので、そういったことも考えると基本的には現況の水はそのまま生かすということが原則です。

○渡久地修委員 先ほど皆さん方の対策3つを説明されていましたが、この流入を防ぐという点でこの辺のものを、この7号線に持っていくような分水などは考えていないということですか。排水のみを考えていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 分水という明確なものではありませんが、上流側も流れてきますが、その上流側で浸透池や沈砂池などそういった一挙に流れてくるものを解消するという手だてはあるので、そういった意味では真栄平南地区に流れてくる上流域のほう、新垣地区、真栄平地域に関しては先ほど申しましたように浸透池等を設置してここで極力処理して、流れを遅くするなどの対応をとっているところです。

○渡久地修委員 地下ダムとの関係に戻りますが、地下ダムができる以前と以後と被害状況はどのように変わっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 真壁南地区については昭和時代から湛水被害はずっと生じていたということで、地下ダムができてから真壁南地区の湛水が勃発したということではなく、以前から被害がありました。同じく真栄平南地区についても数は把握していませんが、以前から湛水があったと聞いています。

○渡久地修委員 この陳情でここは以前から冠水被害があつて、我々県議団も何度か調査しています。また国会議員も一緒になってやっています。この地下ダムができてから被害が大きくなっていると地元の方は言っています。37ページの陳情第151号でも、米須地下ダムの機能上の問題が複合的に関係することはこれまでの経過からみても明白であるとあるが、ここで言っているこれまでの経緯というものは地下ダムができてから、こういった被害がふえているのではないかということを陳情者は言っているのではないですか。

○玉城肇村づくり計画課長 地元とも調整の中で、地元の農家の方々の声としては地下ダムによって被害が生じているということもあります。それはこちらとしてはそういった地元からの声については国には伝えていきます。

○渡久地修委員 農林水産部長、例えば今皆さんが3つの案を計画しています。県でできることは大いにやっていただきたいと思います。この陳情にあります地下ダムとの因果関係については国がやっているからということではなくて、何度もこれまでも地下ダムとの関係を指摘されています。先ほど私の素人的考えではありましたが、段差があつたとしてもここにたまって行き場がなくなると、とにかくパイプが一つ詰まったら高低差がいくらあろうが上のほうが目詰まりしてくると思います。ですから、その辺については因果関係を含めてきちんとした調査を県としてもやるべきだと思いますがいかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 国は、先ほど村づくり計画課長からもありましたように、高低差があつてたまって流れるという見解であり、地下ダムをつくったことからの影響はないという回答をしています。ただ、地元からそういった声があるということは引き続き国に伝えていこうと思います。

○渡久地修委員 これは、県が整備したんですよね。そういう意味では国に伝えるというだけではなくて、私は県も積極的に地下ダムとの因果関係を、県としてどのようにやるかとなると、県も地元の皆さんが納得できるような説明を

すべきです。例えば先ほど私が言いましたように、水がたまったら上が詰まってくるのではないかという疑問にも答えられるように、きちんとしたデータをそろえて、できるのであればボーリング調査などもやってもらうなど。水が上に、毛細管現象といいますか、そういったもので上がってくるかもしれないし、そういったものも含めてきちんと調査を求めていただきたいと思います。ですからここで不可抗力ですということ、すぐに陳情に補償しませんということは早いと思います。その辺の調査をきちんとしてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 地下ダムについては国は影響がないと言っていますが、いずれにしても地元からも調査をしてほしいと要望があることについては、しっかりと伝えていきたいと思います。一方また、県は県で基盤整備したところについてはしっかりと対策をとっていきたいと思います。

○渡久地修委員 先ほど、昔から冠水被害があったということですが、地下ダムができる以前、以後の被害について具体的に資料等を出してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 調べられる範囲内で検討したいと思います。

○渡久地修委員 次に陳情第109号についてお聞きします。これは軽油が平成21年4月1日から、A重油が平成23年7月からとなっていますが、いずれも来年3月までの期限ということですが、いわゆるこの免税措置を受ける漁業者といえますか、漁業者なのか船なのかわかりませんが、対象が何名で、あるいは何隻で、金額的には幾ら軽減になっていたのか。そしてこれがなくなるとどれだけの負担になるということを教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず軽油引取税ですが1リットル当たり32.1円が免税されています。一方A重油については1リットル当たり2.0円が免税されています。そして、それを利用している方々の1年間の使用料は、軽油は年間約4000万円の免税義務があり、またA重油については推計ですが沖縄県漁業協同組合連合会の取り扱いを参考に2.0円を実際に使っている量で試算すると約5000万円くらいの影響になり、トータルで9000万円、約1億円近い負担がかかるという状況です。

○渡久地修委員 人数についても教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 県内では軽油引取税は550名が利用しています。

○渡久地修委員 ではこの陳情について県としては、九州とも連携して国にも要請してまいりますということですが、要請してまいりますというのはどういった立場でやりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これについては九州各県、漁業だけではなくて農業も、実はトラクターを使う場合やハーベスターを使う場合も免税をされていますので、農漁業が相当程度恩恵をこうむることがありまして県としてはしっかりやりたいです。それから実は農林水産省においても免税、やはり農家の負担軽減という観点から、国の農林水産省としても財務省に軽油引取税の免税措置を引き続きやってほしいという方向で動いているので、県としてもそういった方向でやっていきたいと思えます。各都道府県議会でもそういった決議書を出しているようです。

○渡久地修委員 今、話があった漁業は550名で約9000万円ですが、農業への影響はどれくらいになりますか。

○島尻勝広糖業農産課長 平成21年度の免税軽油費実績が、利用者数で1824人、金額が約4500万円になっています。

○渡久地修委員 では物すごい影響なので、延長してもらいたいと思います。先ほど農林水産部長が各都道府県で意見書が上がっていると言っていました、その数はわかりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 長崎県、佐賀県を含めて16都道府県の議会で意見書の採択がされている状況です。

○渡久地修委員 これはこれから議論しますが、ぜひ農林水産部長としても農漁業に与える影響が大きいので頑張ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第198号、陳情第123号の伊江島における黒糖の工場建

設の件についてお聞きします。この中で伊江島の工場の進捗状況について教えてください。

○島尻勝広糖業農産課長 伊江村については繰越事業ですが、11月で工事を終えて平成23年度から新しい工場操業すると聞いております。

○辻野ヒロ子委員 規模はどのような状況でしょうか。

○島尻勝広糖業農産課長 工場能力が日量で50トンですので、工場規模としては5000トン規模を予定しております。

○辻野ヒロ子委員 この件はかなり含みつ糖の業者の方から厳しい反対の声もあって、合意形成に至ったわけです。そういった中で7つの工場の皆さんの年間8300トン平成19年度にやっていますが、そういったものとの兼ね合いで皆さんに支障がないようにという条件をつけられて、工場建設が合意形成されたわけですが、そのあたりはしっかりとやっていけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 離島、関係市町村、製糖工場を含めて県の協議会をつくってしまして、今回伊江島についても協議会に入っていて、しっかり計画生産、安定供給をやっていこうということが1つあります。それから、品質表示についても工夫して、黒糖イコール黒砂糖のアピールにもなります。それから黒糖を表現する場合は、黒糖が入っていないければその表示はできないということもあります。そういった意味では一体となって生産計画をやっていくことになっています。これについては国にも、伊江島の黒糖は入ってきますよと、それに伴う予算措置も当然必要になります。そういったことは国にも申していますし、そういった取り組みをするということになっています。

○辻野ヒロ子委員 ちなみに工場の総事業費はどれくらいになりますか。

○島尻勝広糖業農産課長 事業費が今12億6300万円を予定しております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ先ほど農林水産部長も答弁しておりましたので、各離島の含みつ糖の工場の皆さんや頑張っているさとうきび生産農家の皆さんに相乗効果が出るような御指導をお願いしたいと思います。それに関連しまして、含みつ糖の問題も5件の陳情がありますが、これも平成20年から出ており、な

かなか採択されていない状況ですが、今回の処理方針を見ますと県のほうも国に要請して結構よい回答をいただいているようですが、その中でも9ページの含みつ糖についての製糖工場、これも小浜島で起工式が行われました。ありがとうございました。以前に農林水産部長が予算が厳しいとお話ししていましたし、竹富町長からもあと2000万円ほど上積みしていただきたいとの強い要望もありましたので、その辺も含めて協力をお願いしたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、製糖工場については既存の予算の中でということになります。ただつくったからこれで終わりとはならないと思うので、やはり販売対策または別の対策も出てくると思いますので、地元とも調整しながら対応していきたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 これは先日の竹富町議会でも予算が通って着工していますので、県のほうも最後まで見届けていただきたいと思います。次に陳情第15号の処理方針にあります（オ）についてお聞きします。平成23年度の含みつ糖振興対策事業費の予算の増額とありますが、幾ら増額されましたか。

○島尻勝広糖業農産課長 対平成22年度に比較して144%ふえて、金額で言いますと約4億円相当ふえています。

○辻野ヒロ子委員 この（ア）から（オ）まで国に要請した結果がしっかり出ていますので、これは平成20年からの陳情ですので、そういった中でいつまでも継続審議でいいのかと疑問に思っているのですが、これからはっきり皆さんが関係機関とも連携しながら含みつ糖の政策についてやっていくという確認をいただけますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 含みつ糖地域については離島の離島であって、さとうきびしかない状況ですので、県としてはしっかりと含みつ糖地域のさとうきびを営んでいる農家が安心して仕事ができるように、国とも調整しながら予算の獲得も含めてしっかりと対応していきたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 しっかりと皆さんがやっていることも処理方針で確認できましたので、ぜひ今回採択ができたという思いでいますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

次に陳情第115号の2についてお聞きします。これは宮古島、八重山地区の

首長たちの協議の結果陳情が出ていますが、その中でも農林水産物流通条件不利性解消制度の創設とありますが、その内容を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県は飛行機や船しか輸送手段がありません。他都道府県では鉄道を通して運んでいる部分もあるということで、やはり同じ日本でありながらその部分が欠けているということがあるので、県としては少なくとも鹿児島県と同じ運賃にすることでスタートラインに立つのかと思います。鹿児島県と沖縄県間の運賃を削減をして鹿児島県と同じにしてほしいという要望です。それについては、当然、離島の宮古地区、八重地区からの輸送であつても鹿児島県並みの運賃ということで国に要望しています。

○辻野ヒロ子委員 要請の中で実現までの間に時間がかかるようなので、県による財政支援、農家の経営安定、所得向上等にぜひお願いしたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の内閣府の予算の枠の中で、芽出しとしてはコンテナを借り受けた場合に、コンテナの費用に対して3分の2を持つということで枠内の話は出ています。ただ県としては当初の要求通りに鹿児島県並みの運賃ということで考えていますので、これについては12月までの間に今のようなやり方ではなくて、100%国に持ってほしいという要望をしています。そういう意味では一定の事業としては出ては出ていますが、我々としては当初要求通りにしたいです。平成24年度はそういう状況で国は考えているようですが、我々として先ほど言いましたように、鹿児島県並みの運賃を要望しているところでありまして、その後平成24年度以降はこちらが要求している形でやっていきたいと思っております。平成24年度は国としても、考えているということのようですがまだ十分ではないようです。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ引き続きこの件は強く要望していただきたいと思えます。キジやクジャクなどの有害鳥類についてお聞きします。実は去る日曜日に石垣島のほうで猟友組合による駆除がありました。そのときにキジ、クジャクを64羽駆除しました。猟友組合の方が3班に分かれてやっているのですが、その情報は県のほうにもあったと思います。県のほうには生態調査に力を入れてほしいという地元からの要望がありますが、その辺の予算などはないでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部ではどちらかと言いますと、駆除にシフトした形で予算がついています。生態調査については所管ではない部署がやっている形になってはいますが、被害を受ける側は農林水産部ですので、関係部局と調整しながら生態調査についてもできるような形で対応したいと思います。

○辻野ヒロ子委員 地元も何回かに分けて猟友組合の協力を得てやっています。地元も一生懸命頑張りますので、まだまだたくさんのキジ、クジャクがいると想像されるので、そういった点で生態調査をやらないことにはどのように駆除をしていいのかわからない状況ですので、駆除の予算だけではやっていけないとのことで強く要望したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第109号についてお聞きします。先ほどから各委員から質疑がありましたが、私がお聞きしたいことは、これは全国的なものだと思いますが、この問題は沖縄県が農林水産業として今後どう対応していくのか、ただ陳情を出せばいいということではなくて、沖縄県漁業協同組合連合会または漁業をする方々のために今後どのようにアフターケアしていきますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは、九州各県も今の免税が廃止されたことに懸念があって、まずは九州知事会と連携をして、そこで要請をしようということがあります。また先ほど説明いたしました、農林水産省もやはり漁業、農業を守るために免税措置について財務省に要求をしているということで、国自体もそういった状況です。これは全国的な話になると思いますので、全国的な取り組みに参加するということが大きいと思います。先ほど申し上げましたように、九州知事会や独自でも要請する仕組みを考えております。それと同時に県議会として意見書を出していただければ、県全体として取り組んでいるという状況がはっきりわかると思いますので、それはお願いしたいと思います。

○中川京貴委員 やはり今農林水産部長がおっしゃるように、県議会として姿勢として意見書は出すべきだと思います。私が聞きたいことは、これはもともとの税は道路税で、道路税にかかってきて漁業、農業は道路を走らないのでそこにかかる必要はないということで、免税措置がスタートしました。しかし、平成24年3月31日に期限が切れて免税措置がなくなると、先ほど渡久地委員か

らも質疑があったように、漁業、農業にかかわる方へのダメージが大きいです。それを今後県はどのように支援していきますか。例えば、先ほどあった漁業で550名の9000万円の税の控除を受けていると、また農業については1824名、4500万円を、県単独で差額を漁業や農業のために支援する必要があると思いますが、農林水産部長の考えをお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 国は課税の恒久化をねらっていて、我々としても短期的な勝負ではなくて恒久的に引き下げてもらいたいと思います。まずは国のほうで、しっかりと法律を恒久化する形にすることが必要だと思います。そういう意味でも、長期的な視点で国にしっかりと要求する必要があると思います。そこをしっかりと担保してもらいたい形で、農林水産省もそのように言っているのだから、一緒になって取り組むことがまずは重要だと思っています。

○中川京貴委員 まさに農林水産部長がおっしゃるとおりで、手続上は、県もちろん県議会も意見書を出していただきたい。そういった作業をしながらやはり、最終的には原油高騰になって過去に漁業をされる方が漁に出ない、漁に出て魚をとってきても原油と割が合わないということで一時間題になりました。そのときも県はいろいろな活動や支援をしてきたはずなので、ぜひ手続をとりながら、国は国として法律になってくると難しいので、県としての漁業、農業に対する対策を要望申し上げます。

次に陳情第115号の2についてお聞きします。宮古島市長からの陳情ですが、これも先ほどありましたが、キジやクジャクの有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、県において生態調査及び効果的な駆除をしてほしいということですが、今の農林水産部長がおっしゃるように、処理方針等であるようなことを受けても解決していない。陳情が出てきています。ですから、県が言うような処理方針で駆除できると考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり先ほど言いましたように、キジ、クジャクについてはかなりの数が生息しているということですので、継続して対策をしていきたいと思っています。これは国も鳥獣保護の予算をかなり強化していて、そういったことで引き続き県としても、しっかりと予算化に向けて国と調整してやっていきたいと思っています。ただ同時に、生態を少し調査しないと根本的な駆除にならないと理解してしまっていて、できたら専門家を交えてどの方面から駆除をしたらよいのかなど検討してまいりたいと思っています。

○中川京貴委員 1つ提案したいのですが、クジャクやキジもそうですが、県外の離島あたりではヤギが繁殖しているようですし、県外ではシカもありますが、これを解決するためには、北部地域のほうでイノシシが発生したら猟友会が出てきますよね、そしてイノシシをとって、そのきばを持っていったら自治体で補助金がありますよね。そういった形で民間を活用した対策をしていかないと、役員だけが集まって会議しても駆除は難しいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の駆除については、そういった対策もできるようになっています。前回駆除したものは、猟友会を活用して鉄砲で確保したということですので、捕獲箱もあります。銃器による駆除も予算の中でできるようになっていますので、そういう対応も調整をしているところでございます。

○中川京貴委員 この猟友会についても県が許可しないとできません。猟をする期間が法的に決まっていますので、それを県が許可して自治体と一緒に駆除に当たるということ。また必ずしも殺すということではなくて、生きたままの捕獲もやっていただきたいと思います。そうすれば、こどもの国や名護市の自然動物公園などで引き取ってもらえるように、県が作業をしていただきたいと思います。動物公園などと連絡はとれていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは権限移譲で市町村が許可しなくても、市町村の中でどれだけ駆除するという計画をつくれば、市町村で単独でできます。それから地区に協議会をつくってしまして、そこで話し合いをすることになっていますので、そこであわせて委員がおっしゃったような利用方法が出てくると思います。今はそこまでは話が出ていません。今後、専門家の話も聞きながら、捕獲もしながら有効利用する方法もあると思いますので、今の意見も踏まえて地域におろしてみても、意見交換をしていきたいと思っています。

○中川京貴委員 例えばこの陳情が上がっているところ、そういった自治体にクジャク1匹幾らで引き取りますというような制度をつくったら、みんなやると思います。そういったものに県の補助は適用されますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 鳥獣関係の防止対策事業が国の事業としてあります。その事業を活用して市町村が実施しています。イノシシ、カラスなどについて捕獲するソフトの事業があって、それで市町村が実施しています。今、委員がおっしゃるような手当もこれで活用してできるようになっています。

○中川京貴委員 今聞いていることは、宮古島市では実施していますか。

○與那嶺宏明営農支援課長 宮古島市ではこの交付金を活用せずに、単独事業で実施しています。

○中川京貴委員 それを単独事業で実施させるのではなくて、単独事業で任せているから陳情が上がってきているのです。単独でできるのであれば陳情を出す必要はありません。その島で手に負えなくなったので、県議会に陳情を出してきているのです。ですから知恵を出していただいて、単独事業としてやるのではなくて、本当に農林水産部長が解決しようと考えているのであれば、国も県も知恵を出して補助事業にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 石垣市、国頭村などもその事業で対応している状況ですので、今の宮古島市についてもせっかく国の事業があるので、それを活用してもらおうように話をして、国、県で一緒になって対応していきたいと思えます。

○中川京貴委員 ぜひ今言ったように、例えば1頭につき補助金を出すとすれば必ず駆除はできると思えますので、要望申し上げます。

次に陳情第134号、陳情第135号についてお聞きします。糸満市長初め糸満市議会議長から陳情が出ています。私が少し驚いているのは、ことしのことかと思っていたら、平成19年度からこの問題があったということです。平成19年度からこれまでに、ここにかかったいろいろな案があると思えますが、この調整に幾らかかっていますか。

○玉城肇村づくり計画課長 調査費としては正確な数字ではありませんが、概数で平成19年度から約1000万円弱の調査費をかけています。

○中川京貴委員 この資料を見て、1番の上のほうは、山の下からトンネルをつくって水を流しているものと、あと2つはポンプアップするということで先ほどの説明で驚いたことは毎秒32トン、これが果たして説明を受けたとおりにそのまま流すのであれば、ポンプアップで間に合いますか。

○玉城肇村づくり計画課長 先ほどの32トンと申し上げましたのは、排水路で

直接流す場合が32トンでした。ポンプアップの場合は、流す前段である程度貯留して、それを一定量流すということで、今の構想では、4機のポンプを設置しましてそれでやるということです。量としては、約12トンで3分の1強あります。ですから、一たんためながら一定量を流すという考え方です。

○中川京貴委員 今の説明を聞いて、ポンプアップということは半永久的にお金がかかるということです。そして4機入れると言っていました、それ以上に降水量があったら、4機で間に合わなかったら、想定外だったとなると思います。私はそれよりは将来においてお金がかからないように、雨水をそのまま海に流すと。これを1カ所のタンクに、マンホールをつけなくても雨は自然と流れます。ただ、1カ所に流すということに難色があると思いますが、この辺は糸満市長や糸満市議会議長から陳情が上がっているの、説明しながら雨水対策をやるべきだと思います。ポンプアップすることはナンセンスだと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは選択肢の一つということですが、先ほど委員がおっしゃったように、維持費がかからないという面では直接流したほうがいいです。そういう意味では、維持費がかからないように我々としても、しっかり抜本的にできることが望ましいと思います。ただ、やり方としては組み合わせも必要かと思えます。つまり、今の沈砂池を少し広げて、そこで一たん投げて、それから落とす仕掛けも、そういう意味では1案と3案を組み合わせた形も必要かと思えます。一方的なものではなく、その2つでやれば、一たん落ちて持ちこたえたら、またこちらに流すとしたほうがわかりやすいのかと思えます。それも含めて地元にも説明をして、理解を求めていきたいと思えます。

○中川京貴委員 やはり県も地元から陳情があつて、水が足りないからといって地下ダムをつくったはずです。地元の要望にこたえながら地下ダムをつくって、そしたら今度は水が多すぎてあふれているということで、いろいろな地域の状況があると思えます。今、農林水産部長がおっしゃったように、この面積を広げたら、それだけ水を流さなくてもいい方法も出てくるし、また水の活用も出てくると思えます。今おっしゃっている2つの方法を取り入れた方法で、地元との話をしていただきたいと思えます。

○比嘉俊昭農林水産部長 その方向で事務レベルで検討をしています。そこで広げた形での用地買収をして、一たん暫定的に受け口を大きくして、次の展開

へ段階的にやったほうが早く対策ができると考えています。

○中川京貴委員 最後に確認いたします。農林水産部長、これは必ずやるということでも理解してもよいですか。なぜかと申しますと、来年になって雨が降らないからといってほおっておいて、また大雨が降ったときにこの問題が出てきて、陳情が出てくるようなことがないと断言できますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部としては、かなり被害が出ていますので、農家の経営安定ということでもしっかり対策を打つということが、農林水産部としての考えです。そうすると地元の意向が一番重要だと思いますので、その場合地権者、やはり土地を買う形になると思いますので、その辺が早急にできれば解決は早いと思います。我々としては組み合わせの形で話を進めながら、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情第134号、135号についてお聞きします。先ほど渡久地委員からありましたように、設計についても十分だったのかという話がありましたが、非常に心配していることが、この糸満市だけに限った話になるのか、これから圃場整備したところがそういったおそれがある場所があるのかについてお聞きします。

○玉城肇村づくり計画課長 一般的には河川、排水路があれば、かなり豪雨でも海のほうに流れていきます。そういった場合でも若干の湛水被害があるケースは、一般的な地域であると思えます。ただ、サンゴ石灰岩地帯で盆地に囲まれていて、周辺に河川や排水路が発達していない地域については、どうしても雨水の排除は、ドリーネなどに一たんたまって地下を通っていくという形態になっています。かなりの雨があると、のみ口のほうに許容オーバーすることもありますので、そういった地域については湛水被害のおそれがあると思えます。それは県内でも余り多くはなくて、糸満市の南部、一部南城市の百名地域などがあります。

○仲宗根悟委員 糸満市の南部と南城市のどちらでしたか。

○玉城肇村づくり計画課長 南城市の百名地域で湛水被害があったと聞いております。

○仲宗根悟委員 では本来、圃場内では雨水の処理は浸透ということが一番望ましいと。周辺に河川がある場合は、河川に流す処理があるべき姿になっていると。ところが糸満市だけは、今回は皆さんがおっしゃっている不可抗力というものが、1時間の雨量、連続雨量が400ミリメートルも超えたので、浸透せずにその容量よりもあふれたというとらえ方なのではないでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 委員がおっしゃったように豪雨も要因としてあります。ドリーネに雨水が排出されるわけですが、なかなかドリーネは中の地形が複雑で、根詰まりが起こりやすいということも要因であると考えています。通常の施設であれば、定期的な管理や土砂揚げなどは容易にできます。ドリーネに土砂、あるいは場合によっては農業用のビニールハウスの雑物等が入ってきて、なかなかそれが排除できないと、それが排水能力を低下させているということもありますので、その辺はドリーネの排水の活用については課題として上げられると思います。

○仲宗根悟委員 では今回の糸満市の問題は、処理方針にもありますが、沈砂池等堆積した土砂、ビニールなどの雑物そのものも影響があったということですが、それを定期的に除去していれば、ある程度の被害は防げたのかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 施設としての沈砂池浸透池は地区にあります、それについては定期的に管理をするということはやっています。ただ、特にクラガーというドリーネが排出先になっていますので、そこが今言いましたように、土砂などの雑物が入り込んでいて、なかなか奥まで人が管理に行けるような状況ではないので、その辺で排水能力が低下しているということで、奥まで雑物除去ができればある程度の軽減はできると思いますが、クラガーが持っている地形条件、構造がなかなか管理しづらい部分もありますので、今後活用しているのか、または先ほど言ったように、一たん浸透池等でボリュームを確保して水をためて、その後に排水とかトンネルを使って管理がしやすいようにする対策が必要だと思います。現状ではドリーネの能力低下を防ぐということは、極力いろいろな手だてで改修とか除去はしていきたいと思いますが、不確定な部分もあると思います。

○仲宗根悟委員 繰り返しになりますが、ドリーネ部分の点検がしづらい部分があるとの説明でしたが、これは糸満市の圃場整備に限ってだけではなくて、県内どこでもその候補はあると考えてもいいのでしょうか。

○玉城肇村づくり計画課長 先ほど申し上げましたように、サンゴ石灰岩地帯ではドリーネ処理がよくないということですが、大半の地域では河川とか排水路で処理していますので、根詰まりを起こしやすい地域は限られていると思います。ちなみに宮古島の場合は、島全体がサンゴ石灰岩地域で覆われていますので、ほとんど排水の処理については浸透池などの排水処理です。既設のドリーネではなくて、人工的に浸透池をつくってそこで排水して、管理も定期的にするという形態をとっています。

○仲宗根悟委員 もちろん、沈砂池が詰まっていたら上から越流すると思いますが、定期的に、雨が降ったら恐らく土砂が流れているだろうと推測して点検して、除去作業をしてもらうということがあると思いますが、その除去作業ですが、それについての何らかの手当といたしますか、除去費用など県から各農地改良あるいは組合、市町村あたりに、除去作業をしていただける費用の支援はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これまでも除去作業については取り組んでいますし、引き続き詰まりを改善することは大変重要なので、実施したいと思います。また地元から、入り口も何とか広げてほしいという要望もありますので、そこも聞きながらしっかり流れる形にしたいと思います。

○仲宗根悟委員 次に陳情第109号についてお聞きします。免税措置に至った理由は陸と海の違いがあるということでしたが、この恒久化の要請の見通しはどのようになっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産省自体が恒久化ということで財務省に要望しているようですので、県としてもしっかりと恒久化という形で要望したいと思います。

○仲宗根悟委員 この軽減のスタートした入り口は、平成21年度、平成23年度とありますが、それ以前は全くない状態ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど道路特定財源ということで、道路を走るものについては対象でしたが、一般税に変えられたので、それまでは道路を走らないものですからそういう意味では免税されていました。ところが一般税に変わったので、そうなりますと、先ほど言いましたように目的税にならないで、これについても税の対象になりますということになったので、それでは厳しいということで要望したようです。

○仲宗根悟委員 水産物の安定供給、安定操業をうたっていますが、私たちも東京の市場に行きましたら、年々魚の需要が減ってきているという話がありました。本県は漁獲と消費量、消費を拡大する仕組みはどういったものがありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 魚については、貝も含めて全国で最下位です。マグロは結構消費量が多いです。マグロについては非常にいいと言われているので、そこについては当然本土市場にも出しますが、やはり海外展開も必要ではないかという話があります。そういう意味では県外、海外も視野に入れてやる必要があると思います。それと同時に、やはり沖縄県産の消費拡大といいますか、そこをしっかりとやらないと、恐らく理解してもらえないという状況があります。実はモズクについては、これまではどちらかという加工して送っていましたが、生で食べられる手法がかなり浸透してきていますので、そういう意味ではいろいろな具材として使えるということが出てきましたので、ぜひ沖縄県の魚については、そういった形でPRしていきたいと思います。

○仲宗根悟委員 もちろん燃油に係る支援策も必要ですが、今農林水産部長がおっしゃったように、海産物の消費拡大に努めるような、つなげるようなことも必要だと思いました。

次に陳情第59号の含みつ糖についてお聞きします。平成22年3月に陳情が出されていて、処理方針でこういったことをやりますという具体的な取り組みとして挙げられています。その後非常に気になりますが、どのようになっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 処理方針にもあるとおりに、基本的には表示を改めてもらったということです。それが功を奏してといいますか、今在庫がことしの2月までで100何トンくらいで、在庫はほとんどありません。そういった意

味では、一定程度の表示の黒糖イコール黒砂糖、それから加工黒糖の場合には黒糖と表示するという一定の理解が得られつつあるのかと思います。それから国では、含みつ糖についてはしっかり考えようということで、国でも考えてもっています。それから県として、含みつ糖地域については工場がかなり古いということもあって、粟国島が今改善されていまして、小浜島も改善できまして、そういった意味では、しっかり地域で生産活動をうまくできるような形で、工場も整備しながら農家が安心できるような価格になるような取り組みをしっかりとやる形で、予算要求をしていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第115号の2についてお聞きします。処理方針1の農林水産物流通条件不利性解消制度は、新しい沖縄振興法の中で農産物だけではなくて、ほかの物流の軽減やユニバーサルサービスなど、いろいろなものが出てきています。ですから、他の部署との整合性、連携はしっかりされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 先日、商工労働部と企画部と調整をしました。やはり農林水産物だけではなくて、沖縄県が出すものについてはすべて対象にしたほうがよいのではないかと話し合いをしています。ただどういった形で整理するかについてはまだわかりませんが、基本的には沖縄県から出すものについては、鹿児島県並みの運賃改正ができないかと話し合いをしています。

○玉城満委員 農林水産物ということで創設を国に要望していますとあるので、トータル的な考え方をしていないといけないと思います。商工労働部、企画部とそれぞれいろいろな制度がありますし、場所によっても物流の値段も違いますし、離島との関係もありますよね、離島から那覇まで運ぶ問題などもあるので、物流は総合的に解決するべきだと思います。

次に陳情第19号についてお聞きします。これは直接は関係しないかと思いますが、同じ経済労働委員会所管部局の中に商工労働部がありますが、その中で三線の話が本会議中にもありました。今はヤンバル、かつては八重山のクロキが材料でしたが、こういった沖縄県の工芸品に使われる木の実態調査などは農林水産部で把握していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 用途ごとには詳細について把握はしていませんが、

いずれにしても木工用品とか、机に使うとかおもちゃの材料にしている状況です。

○玉城満委員 これからの植樹の種類にもかかってくると思います。向こう10年、20年、30年、遠くは100年、クロキなどは相当時間がかかります。今はクルチも海外から仕入れています。これははっきり言って、この現状を変えるためには今から100年後のための植樹を意識しないとイケないと思いますので、そういった工芸品との連携、植樹の種類、林業のあり方について考えていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり伝統工芸品にも木は活用されていますし、首里城をつくる際にも一今現在、首里城を100年計画のような形で国でも植樹を考えているようです。我々としても三線は伝統工芸品ですので、そういった意味では商工労働部とも連携しながら、県産の材料を使える形に進めていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第109号についてお聞きします。先ほど数字が出ていましたが、農業への1842人の4900万円とありましたが、現場に行きますと船も農業用の機械も免税手続が面倒でされていません。トータルの利用者の中で使っている人は何%ですか。

○島尻勝広糖業農産課長 推計ですが約1万7000戸くらいの農家数があるとして、今は1800名ですので約10%前後だと思われます。

○島田和彦水産課長 先ほど軽油で550という数字をお示ししましたが、大ざっぱに申し上げまして使用者が4000名と推計していただければ、約1割強くらいだと思います。

○座喜味一幸委員 せっかく免税措置があるのに使えない、使っていないという現実を全く改善しようともせずに、仰々しい話に発展する以前の問題があるということを指摘します。尖閣列島に資源調査に行ったら、油代が大変で1航海25万円かかるようです。このように漁業が厳しいと言われながら、この程度

の利用率しかないかということは以前にも指摘をしました。税務所署に免税措置手続をやりに行ってみてください。高齢者の方には難しいと思います。それくらい難しい手続をされていて、漁船に重油を入れようとしたら、写真管理でした。このような免税措置の利用のやり方があるのかと指摘をします。この改善をいつまでにやりますか。まずは税務署と調整してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはり農家や漁家が使いやすい形は必要です。ただ向こうとしても、証明とか説明のときにとっていると聞いています。ただもう少し緩和できないかという話はしていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 これは本気で取り組んでいただきたいと思います。例えば、JAに農家名簿があります。そうしますと、農家名簿でこれは管理するくらいの簡便な方法はとれるし、漁業組合員が注文したら、給油車は名簿を確認するだけで免税措置ができるというように、幾らでもいろいろな方法があると思います。それをまず改善するとなると、税務署との調整や県内部の調整をいつまでにするのか明確にお答えください。

○比嘉俊昭農林水産部長 まずは手続は、国との関係でそういった形になっていきますので、その辺の確認をします。また規則等もあるのでそれについても確認しながら、どのような形にすれば簡素化できるのか確認してまいりたいと思います。我々としては、農家が使いやすいようにと考えていますが、これは全国的な話や国の通達もあるので、できるだけ簡素化できるように要請してまいりたいと思います。

○座喜味一幸委員 例えば、税務署との簡便化の協議会などを立ち上げるというようなことを、次回は答弁できるように取り組んでいただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 どのような形になるかわかりませんが、話し合いの場を持っていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 重要な案件ですが、県議会で意見書を出すくらいのものかと思いましたが、現場で調査をしたら手続が難しいですし、使える制度でないということを確認しました。

次に陳情第134号、135号についてお聞きします。この冠水被害の問題は地形的に見て、サンゴ石灰岩地域はあちらこちらでこういった問題があります。昔

はその地域は値段が高かったのです。干ばつのときにさとうきびがよくできるし、流れてきた腐葉土がいっぱいあるからその土地は重宝がられました。ほかの地域は干ばつで苦しいときに、この地域は10トンも収穫があったという歴史もあります。しかしスプロール化が進むと、道路が整備されていろいろな建物ができる、まして農業研究センターについてはかさ上げしていますよね、そういう意味では現実をしっかりと説明すること、また、ハード事業でポンプアップなどをする前に、道路計画等を含めて地形変更に関する農地管理、地形管理などのソフト面をしっかりとしないと、どこでも同じになります。力のあるほうは50センチメートルかさ上げもした、隣も1メートル上げましたと競争になります。そういったことがあって、最終的にはドリーネも退化してくるという現実が積み重なって、そういうソフトの農地管理も含めてトータルとして、農業研究センターもかさ上げして排水部で力の弱いほうに行きます。そういったことの積み重ねです。我々農家はそういった問題については地域で話し合いをして、かさ上げをする場合も力仕事ではなくて圃場整備を入れよう、均等にしようとして話し合いをして解決していることがあって、きっとこの地域も昔はそうであったと思います。その辺の言うべきこと、今までの現実的なこと、対策として圃場整備の中で水のみ場を分散するという基本的な、土木建築部が道路をつくる时候にも明確に排水を義務づけるくらいの話し合いをしないと、この問題は解決しないと思います。したがって、ソフトとハードの部分から、こんなに大きな問題は、歴史の経緯をもって自信を持って説明しないと、解決しにくくなります。あちらこちらでこういった問題が解決した事例はたくさんあるので、現場をもう少し知って自信を持って対応しないと、5年に一度しかないポンプをつくって、維持管理費が大変で何億円もかかるという責任問題が出てくると思います。現場の実態把握に努めるように希望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

午後 0 時12分 休憩

午後 1 時30分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成20年第201号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。まず初めに、お手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が9件、新規陳情が5件となっております。

継続陳情9件のうち、8件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それではまず、処理方針に修正のある継続陳情1件について御説明いたします。修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成22年第35号、第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社の特別清算に係る弁済協定案の那覇地方裁判所への提出期間は、平成23年10月31日まで伸長されたことから、その旨追記するとともに、これまでの弁済協定案の提出期間伸長に係る文章を整理しております。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の18ページをお開きください。

陳情第110号、ハローワーク那覇に関する陳情について御説明いたします。

陳情者上地英樹、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

ハローワークプラザ那覇における窓口業務の問題については、所管する沖縄労働局に確認したところ、職員が窓口の対応について陳情者及びその妻に口頭で説明を行ったとのことであります。なお、基金訓練は9月開講分で終了し、10月からは新たな制度による職業訓練が実施されてます。新たな制度での職業

訓練は、訓練定員数の制限、受講資格給付金受給資格の厳格化とあわせて、ハローワーク那覇における窓口の効率化等により、今後窓口の混乱は解消されると聞いております。

次に、説明資料の19ページをごらんください。

陳情第118号、胡屋地区商店街商業環境整備事業に関する陳情について説明いたします。

陳情者沖縄商工会議所会頭新垣直彦外2人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄市一番街商店街アーケードは築36年、沖縄市サンシティ商店街アーケードは築29年が経過し、構造物自体は比較的健全であります。屋根や街灯等の劣化が進み、買物客の利便性に支障が出ているとのことであります。そのため、沖縄市一番街商店街振興組合と沖縄市サンシティ商店街振興組合は、魅力ある商店街再生のため、国の補助事業も活用し、アーケードの改修事業を実施していくとのことであります。本事業は、沖縄市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業であり、当該アーケード施設は、沖縄市民だけでなく市町村及び観光客も利用する施設であります。そのことから、県においては、本議会の補正予算案に両組合が実施する本事業に対する県補助金として、1000万円計上しているところであります。

次に、説明資料の20ページをお開きください。

陳情第127号、平成23年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情について御説明いたします。

陳情者中城湾新港地区協議会会長名護宏雄。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項1 産業用電力の全国水準並みの料金等インフラコストの充実を検討することについて、沖縄電力株式会社によれば、電気料金については、電気事業法に基づき、各電力会社が定め、経済産業大臣の認可を受けることとなっております。具体的には、経済産業省令の規定により、各電力会社が需給計画、設備計画等に基づき、総原価費を算定し、用途に応じ料金を設定しているため、特定用途の電気料金のみを特別に安価にすることは、制度上できないとのことです。沖縄県の電気事業は、島嶼県であるがゆえの構造的不利性より他都道府県と比べて割高にならざるを得ない状況にありますが、沖縄振興特別措置法による税制の特別措置等の支援を受け、電気料金の上昇に一定の歯どめがかけられているところです。

事項2 中城湾港に設置する特別自由貿易地域における企業誘致の現状及び今後の展望について明らかにすることについて、企業誘致の現状については、中

中城湾港新港地区に立地する企業や国、県、地元自治体で構成する中城湾港新港地区四者意見交換会や特別自由貿易地域連絡会議等において、適宜説明しております。今後の展望については、次期沖縄振興計画において、企業誘致の目標などを検討しており、適切な時期に説明してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の22ページをお開きください。

陳情第128号、中城湾港新港地区東埠頭の整備促進及び定期船の早期就航実現等に関する陳情について御説明いたします。

陳情者中城湾港開発推進協議会会長島袋俊夫。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

事項1 特別自由貿易地域における企業誘致施策を拡充することについて、特別自由貿易地域における企業の集積を図るため、企業誘致セミナーの開催や、輸送コストに対する助成、企業立地サポートセンターによる創・操業支援などの取り組みを行っております。今後は、海外での企業誘致セミナーの開催など、さらなる企業誘致活動を展開するとともに、分譲促進に向けた支援制度や各種税制優遇制度等を充実するなど、魅力的な投資環境の整備に努め、企業の立地を促進してまいります。

次に、説明資料の23ページをごらんください。

陳情第154号、沖縄三線の伝統工芸品指定に関する陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄県三線製作事業協同組合理事長又吉真也。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。県指定の伝統工芸製品は、主として日常生活の用に供されるものであること、その製造過程の主要部分が手工業的であること、伝統的な技術・技法により製造されるものであること、伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること、一定の地域において少なくない数の者がその製造に従事していることを要件として、製造事業者を構成員とする事業協同組合等の申し出を受け、審議・検討の上、沖縄県知事が指定することになります。沖縄三線の沖縄県伝統工芸製品への指定については、その製造における伝統的な技術・技法を継承していくとともに、沖縄三線のブランド化につながるものであることから、その指定に向けて、沖縄三線製作事業協同組合等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第118号についてお聞きします。中心市街地活性化基本計画に対する県の支援ということで、本会議でも質問しました。詳しいことを申し上げますと、中心市街地活性化基本計画の中での大方のスタイルが事業主が3分の1、国が3分の2、事業主の3分の1を当該市と所在する県が支援すべき旨の内容が中心市街地活性化基本計画の中には組み込まれていると思います。今後、中心市街地活性化基本計画が出てきたときに、このパターンが出たときに毎回この支援のバランスを、例えば、理想は残りの3分の1のうち、要するに全体の6分の1を市が持って、残りの6分の1を県が持つということがいいと思います。しかし今回のアーケードの件については、残りの3分の1からすると、6分の1を割っています。ですから今後、こういった中心市街地の事業が出てきたときに、県が支援するときに毎回県が幾ら補助、支援するというパターンになるのかどうかお聞かせください。

○平良敏昭商工労働部長 基本的に中心市街地活性基本計画に基づくものについては、国においても地方自治体の支援というものは必ずしも県という意味ではなくて、地元の自治体でもいいわけです。ただ、我々としては基本計画に定めてきちんとやるわけですから、地元の合意の商店街振興組合等の合意も個別の商店も含めてやりますので、今後については一定の方針を示してやる考えです。基本的には、自分たちの店のある場所にやるので、商店主も一定の負担をするべきだと考えていますし、我々としては市町村の負担するものに支援するのではなくて、あくまでも事業主が負担するものに対して支援して、事業主の負担を減らしていく仕組みで考えております。そういうことで今回1000万円の支援をしたということです。

○玉城満委員 このことは今後、向こう4年間にわたって沖縄市は中心市街地活性化基本計画をやっていくわけです。近いところで、山里地区の再開発があります。先ほど紹介しました数字は山里地区の再開発についてです。この件に

関しては国の事業ですから国が3分の2、あとの3分の1を市と県が持つというパターンになることが理想だと思います。その山里地区の再開発のパターンは3分の1が国、3分の1が事業主で、残りの3分の1を県と沖縄市でできないかという話になっています。今、国に申請して通っているのは、沖縄市の中心市街地活性化基本計画だけです。今後、いろいろなところから中心市街地活性化基本計画の案が提出されると思います。それぞれの市についてパターンが違うというよりは、パターンは決めておいたほうがいいのではないかという気がします。たくさんの事業をやるので、例えばこういった改修事業についてはこうする、リノベーション事業についてはこうするというように前もって決めておかないと、毎回陳情や調整に時間を割かれると思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長 山里地区の再開発、中心市街地活性化基本計画については少し胡屋地区商店街とは趣旨が違います。山里地区については土木建築部が所管していますが、今の一番街サンシティのケースはいろいろな買い物客がほかの地域からも来ていて、そういった面では単に商店主だけではなくて買い物客も利便性を受けるということで、我々は照明とかあるいは屋根の張りかえなどをしています。ただ山里地区については、ある面再開発みたいなものによって個人の財産の価値も向上するという問題もあるので、若干違った考え方を持っています。

○玉城満委員 これは主に箱物をつくる場合は土木建築部が担当するというパターンになると思います。やはりこの制度に対する支援のパターンは今後研究する必要があると思いますので、これは要望いたします。

次に陳情第127号についてお聞きします。この沖縄電力の産業用電力の全国水準並みの料金への陳情というのは、前にもこういった形でありました。これは国の制度がこういった制度になっているから値段を下げられないという同じ処理方針が繰り返されています。処理方針に今度の沖縄振興特別措置法の中に盛り込むという追加があります。これまで陳情が来たときに沖縄電力と沖縄県はどういった調整をしていましたか。

○平良敏昭商工労働部長 陳情の趣旨はよく理解しております。私も担当課長時代に中城湾の特別自由貿易地域を担当していましたので、沖縄電力株式会社とも調整したことがあります。ただ、電力料金について相談をしましたがやはり電気事業法の中で定めている仕組み、総原価方式、こういったものがある以

上なかなか電力会社が特別にこれを下げることが難しいです。他都道府県においても、例えば企業誘致のために特別にある工業団地の電気代を安くする仕組みをとっています。それは主として原子力発電所の立地交付金を使ってやっていますが、福井県や愛媛県などがあります。これも電力会社が下げているのではなくて、県の財政を投入してやっているということが全国的な現状ですので、そこはなかなか現状はそういったかけ方にしかありません。ただ、電力料金は企業の立地、県民生活についても、他の電力会社に比べて高いと、その理由が先ほど申し上げましたように離島が多くて、ほとんど離島は赤字という状況ですので、全体で埋め合わせて現実にはそういった状況になっています。次の計画ではその辺を、単に電力会社一円下げると電力会社は75億円の収入が落ちます。年間の販売電力量が70数キロワットあります。なかなか難しいところがあります。いずれにしても電力の料金問題は大きな課題として認識して、何らかの取り組みを別途考えられないか研究しているところです。

○玉城満委員 電力の販売といいますか、売電も自由化になるので電力にすべてを任せるというパターンではなくて、例えば、産業廃棄物処理施設は自分たちで施設を持ちながら、こちらで発電されたものを近くに供給できるくらいの発電をすることができるわけです。そのような新しい電力と第三セクターのような形で供給できる施設を考えたことはありますか。

○平良敏昭商工労働部長 まだそこまで具体的には考えておりません。例えば、全国ベースではソフトバンクモバイル株式会社の孫社長が自然エネルギー、主に太陽光を中心に考えているようですが、全国で何カ所か大規模な太陽光発電所をつくって事業化したいという話もあります。沖縄県もメンバーに入っており議論はしていくことになるかと思えます。問題は沖縄県の場合は、沖縄電力の系統につなぐことになるかと思えますが、その場合に太陽光発電はどうしてもぶれが大きすぎる、太陽が出ているときは供給量がふえて、ないときには下がるという電力の不安定さをうまくつなぐ仕組みを研究していかないと、あるいは大規模なバッテリーなどが相当高額になるので、その部分についての技術的研究をしないと、太陽光発電所をつくって自分たちで配電もやっても現実的には採算が合わないということになると思えます。その辺の問題を沖縄電力の系統とどううまく連携していくかという問題もあります。太陽光発電あるいは風力発電を大規模に導入した場合、どのような問題が起きるのかということで、今回大宜味村と名護市で大規模な太陽光と風力発電をやって実証し、技術研究を含めて取り組んでいるのが現状です。

○玉城満委員 制度の問題をいろいろと沖縄振興計画の中に盛り込もうと考えていることは理解できますが、これからはいろんな手法を想定してあそこにごうにか企業誘致ができるような状況をつくっていただきたいと要望します。次に陳情第154号についてお聞きします。本会議のときにも質問しましたが、これは伝統工芸に指定するというだけの問題ではなくて、三線の例えば資材、販路などにも関係します。今、沖縄県の三線という楽器は沖縄県の芸能の基礎になっているわけで、各家庭に1つはあるくらいの楽器です。この原材料の中身について今後データとして取り組む考えはありますか。地元の材木を使ってつくるのか、今後はこういった流れをつくるのかという調査を今までされていましたか。

○平良敏昭商工労働部長 過去に産学官共同研究開発事業で松を利用したさおの研究した実績はあります。

○登川安政商工振興課長 さおのリュウキュウコクタンは県内では、老木として使えるものはほとんど入手できません。現在、さおの部分は海外から輸入しています。やはり県産木材を活用するという観点から平成17年、平成18年にリュウキュウマツの強度を高めて、三線のクロキと同じ強度のものになるような木材開発関係については研究していた実績があります。

○玉城満委員 これは実際に使ってみたデータをとっていますか。実際に使ってみてどの程度が三線店で使っているかというデータはどうですか。

○登川安政商工振興課長 我々としては三線に使える品質に上げたと認識していますが、三線店で実際に1年から2年間分を在庫として持っているようです。今それを使っているということで、現在これを使った形での製品はまだ出ていないと把握しております。

○玉城満委員 もちろんクロキでも20年間寝ているという三線店はたくさんあります。切ったからといってすぐに材料として使えるわけではありません。クロキの問題はかつては八重山地区のクロキを結構使っているというケースがあったようですが、今はほとんど皆無に近い状態のようです。ですから伝統工芸品に持っていく前にやらないといけないこともたくさんあるので、商工労働部長が答弁したように伝統工芸品に持っていくための早目の仕組み、理由づけな

どをやることもいいですが、これにつきものである資材の確保についても考えておかないと、50年後、100年後の沖縄県の伝統工芸品が、地元のものではなくて海外から輸入して一実際、三線自体の12億円の売り上げの中の9億円は海外産なのです。3億円しかやっていない。しかし3億円の中の資材はほとんど海外から輸入しているというこの現状。本当は600年の歴史の中でずっと地元のものを使ってやっていたはずなのに、こうなってしまったことは恥ずかしいと思います。ですから、先ほども農林水産部にも、同じ経済労働委員会の所管ですので連携していただいて、植樹の種類も沖縄県の伝統工芸品に合わせたものをするべきではないかということをご提案をいたしました。ぜひ商工労働部だけではなくて、農林水産部と連携して三線を伝統工芸品にするための努力をしていただきたいと思います。特に経済産業省の認定の伝統的工芸品まで早目に持って行っていただきたいと思います。最後に決意をお聞かせください。

○平良敏昭商工労働部長 伝統的工芸品にまで持っていくことを目標として、まずは沖縄県の伝統工芸製品に指定して、きちんと育てていく取り組みが一番重要だと思います。必然的にその先には、委員のおっしゃる経済産業省認定の伝統的工芸品になると思います。さおの原料になるリュウキュウコクタンやクロキはおよそ100年くらいの取り組みになると思います。ですからその間どのようにするかということは、今は外国から輸入しているのでその辺を事業協同組合の皆さんと意見交換しながら取り組んでいきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 まず陳情第128号について確認いたします。陳情者は中城湾港開発推進協議会の会長になっていますが、この陳情が出てからこの陳情者と連絡をとったことはありますか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 島袋俊夫会長はうるま市の市長でして、我々が県外との企業立地セミナーなどの県内の企業視察の場合には必ずお呼びしています。その中でも今後についてのお話などはしております。

○前島明男委員 なぜこの確認をするかと言いますと、中城湾港推進協議会の役員の方々と約1年半前に意見交換会をしたことがあります。この記の部分にありますように、特別自由貿易地域における企業誘致施策を拡充することとあ

りますが、彼らはこのタイトルにあるように、中城湾港新港地区東埠頭の整備促進及び定期船の早期就航実現に関する陳情というものが本音だと思います。ところが記のところでこういった記載になっているので、彼らの意図するところが陳情にあらわれていないと思います。ですからそれについてしっかりと彼らと意見交換したのか、タイトルと記の記載との中身が違うのでそういったところをしっかりと確認しましたか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 この陳情は項目が何件かありますので、土木建築部にもまたがっていきまして、主に港湾課が対応しております。ただし、結局は我々は年に一、二回ほど4者会談をしております。沖縄総合事務局、国の空港港湾事務所も入れまして、その辺についての議論はされていると考えています。

○前島明男委員 商工労働部にはこの件だけが回ってきたと。では船をどうするという事は土木建築部ですか。いろいろと話し合ったところ彼らの本音は、鹿児島航路やそのほかの航路から船をつけて北部の物資を積みおろしするのにここは便利だし、離島に運ぶことにも便利なので中城湾港を大いに活用してほしいということが彼らの推進協議会の本音です。また別の機会で話をしてみたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第154号についてお聞きします。陳情者が出ている県内の三線製作業界の職人の高齢化、販路拡大など課題が山積していると書いていますが、この沖縄県三線事業協同組合は一人親方ですか。この実態について教えてください。

○登川安政商工振興課長 この沖縄県三線製作事業協同組合は、昨年4月に設立されている組合です。組合員は15事業者で、これは制作者です。例えば、代表者の又吉真也氏は新栄堂という三線製作の事業所を持っています。

○渡久地修委員 15事業所、制作者とおっしゃっていましたが、15事業所でしたらそこにかかわっている人は何名ですか。

○登川安政商工振興課長 三線店はほとんど親方1人です。

○渡久地修委員 では沖縄県三線製作事業協同組合に入っていない制作者はほかにいますか。

○登川安政商工振興課長 具体的な数字は把握していませんが、ほかの三線店も多数あると考えています。

○渡久地修委員 実態はわからないということですか。

○登川安政商工振興課長 三線店が何店あるかという実態の把握はしておりません。

○渡久地修委員 三線店イコール製作者ではないと思うが、製作者は何名でしょう。

○平良敏昭商工労働部長 三線店の実態が製造から一貫して行うお店もあれば、輸入をして販売のみをやるお店、あるいは自分でつくったものと輸入物を一緒に販売したりするお店が混在していて、実態がわかりません。昨年沖縄県三線製作事業協同組合ができてようやくまとまることができたので、これからその辺のデータを細かくヒアリングしていきたいと思います。これは当然、県の伝統工芸製品に指定する場合にはこの実態はきちんと把握すべきことなので、これから早急に指定に向けての条件として作業していきたいと思います。

○渡久地修委員 前回の本会議でなぜ指定されていないかと質問したが、わからないとのお答えでした。やはり実態把握ができていないということも指定ができていない一つの理由としてあると思うので、ぜひ取り組んでください。また職人の高齢化についてですが、これについての実態はどうでしょうか。

○登川安政商工振興課長 高齢化関係についても今後どういった状況になるかについて、沖縄県三線製作事業協同組合とも連携しながら調査してまいりたいと思います。

○渡久地修委員 処理方針に、伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として製造されて、一定の地域一地域というのは沖縄県でいいと思いますが、

そういったものを勘案して検討の上知事が指定するとのことですが、三線の場合、伝統的に使用されてきた原材料といった場合にはクロキ以外に何がありますか。

○登川安政商工振興課長 三線の場合は本体のクロキ、胴の部分の木材、革張りに使うニシキヘビの皮、胴のさおのほうに塗る漆がございます。

○渡久地修委員 これから考えると原材料の確保という点で、ニシキヘビの皮は輸入しかないと思いますが、これからも輸入が続けられるかどうか。クロキは先ほどもお話がありましたが、県内での調達が難しいとなった場合、あとは中の木材だけですか。

○平良敏昭商工労働部長 確かに三線の実態という点、皮はもともと東南アジアからの輸入に頼っていました。問題はさおのリュウキュウコクタンなどです。こういったものが恐らく沖縄県でも三線のさおに使えるようなクロキがほぼないということで、海外からの輸入になったと思います。ですから、その辺の問題があつて、伝統工芸品に指定しにくい、さおの部分を作るのか、胴の部分を作るのか。三線にはさおがあつて、皮、この辺のいろいろな問題がありましたし、組合がなかったということもあると思います。これを厳格にやると難しいと思います。しかしさおをリュウキュウコクタンでやるとなってもできませんので、この辺の問題を今後どのように解釈していくのかということが、今後指定する場合の課題です。

○渡久地修委員 皆さんの処理方針で主たる原料となっておりますが、そのようにするとそのような課題にぶつかると思います。ですから、製造技術、技法などの大きな目で見えていかないと今の段階では厳しいと思います。商工労働部長はこの1年以内には指定したいとおっしゃっていますが、その辺の問題をクリアできる状況をどのようにつくっていきますか。

○平良敏昭商工労働部長 沖縄県の三線を伝統工芸製品に指定しないということは非常に問題があるということで、この処理方針に書いていることはこれまで取り扱ってきた方針です。ですから厳格にこれを適用しようとするすると、三線は難しくなります。ですから、先ほど申し上げましたように、例えば、さおの部分をもどのように取り扱うかということをもそういう意味で申し上げたつもりです。この辺の問題について専門の方々とも相談していかないといけないと認

識しております。

○登川安政商工振興課長 原材料の課題ですが、今処理方針には伝統的に使用されてきた原材料—主たる原材料として用いられ製造されているものとありますが、考え方として品質等に影響を与えない範囲内で同種材料の転換は継続性があるものが考えられるという考え方もしております。ですからリュウキュウコクタンが入手困難となっているので、それと同等のものをつくって伝統的な技術、技法で三線をつくるということ、変化の影響等を勘案してやっていくことになると思います。

○渡久地修委員 ぜひこの問題をクリアしていただきたいと思います。

次に陳情第127号についてお聞きします。産業電力とありますが、電力料金は国、経済産業大臣の認可を受けることになっているということですが、今、東京電力株式会社の電気料金の設定について報道がありますが、そういう意味では各電力会社が定め大臣の認可を受けることになっていると思います。沖縄県は株主でもあります。そういう意味では電気料金の設定について、皆さん方は県として目を通して、本当にこれが県民にとって正しいものなのかという点についてチェックをされていますか。

○平良敏昭商工労働部長 確かに株主ですが、個別企業の原価の問題まで株主が立ち入ってチェックをするということは現実的には厳しいと思います。基本的には電気事業法が定める電力の料金の総原価方式がありまして、それに基づいて電力料金の計上をしております。監督官庁は沖縄総合事務局ですので、我々が沖縄電力株式会社の電気料金について関与することは難しい部分があります。

○渡久地修委員 では皆さん方としてチェックしたことはないということですか。

○平良敏昭商工労働部長 電力料金の原価そのものをチェックすることは、法的にもできませんし、したこともありません。

○渡久地修委員 原子力発電所事故で東京電力株式会社の賠償責任問題などで、電気料金設定が適切だったのかということが国民の大きな関心の的になっていて、全国の電力会社に波及してくると思いますので、そういう意味では沖

縄電力株式会社の電気料金の設定はどうだったのかということが問われてくると思いますので、この際、問い合わせをして県としてチェックする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長　もちろん今の料金設定のあり方については、沖縄電力株式会社とは確認して、適正に規則にのっとって処理していると聞いています。しかし総原価方式といいますのが、ある面いろいろと指摘されることもありますので、枝野経済産業大臣は早速、東京電力株式会社の問題の処理に関連して、今後電力料金の総原価方式を見直す必要があると発言をされていますので、早晚そういう議論がされてくる。結果としてどういった方針が出されるのかを注視していきたいと思います。

○渡久地修委員　沖縄電力株式会社はそもそも琉球政府のものでありまして、そういう意味では公的な1社ですし、県民生活に大きな影響があるのでこの際、積極的にどうであったかということをお聞きしたいと沖縄電力株式会社に問い合わせするなり、きちんと今の電気料金の設定が県民にとってどうなのかということをお聞きしたいと要望いたします。

次に陳情第118号についてお聞きします。陳情者によると午前9時から午後5時まで待たされたということですが、実際はどうなのかお聞かせください。

○平良敏昭商工労働部長　当日のやりとりを担当課のほうで聞き取りいたしましたら、そういった事実がありました。詳細については担当の労政能力開発課長より説明させます。

○武田智労政能力開発課長　これは沖縄労働局が陳情者本人から聞いたものをまとめたものですが、午前9時40分頃に基金訓練の申請のために受け付けをして、終わったのが午後5時37分であったと聞いております。

○渡久地修委員　処理方針を見ますと、今後窓口の混乱は解消されると聞いておりますとありますが、そういった事実があったのかどうか、ハローワークは反省をしているのかについてがわかりにくい書き方になっています。今後、窓口の混乱は解消されると聞いていますということは、陳情者が言っていることは事実ですので、反省し改善していくのかどうかということがあいまいです。

○平良敏昭商工労働部長　処理方針の後段の部分は基金訓練が今までの基金訓

練の内容と違って、受給資格を厳格にすることによってかなり申請者が減らざるを得ないということで、従来のように即受け付けが終了ということではなく、かなり厳格な資格が、いろいろと現在の基金訓練等の問題を踏まえて見直しをしたということで、かなり減るだろうということで、沖縄労働局としては混乱は起こらないという話をしていると聞いています。

○**渡久地修委員** 基金訓練は9月開講分で終了しとありますよね。これまでの分の基金訓練は何種類あって、何名が受講し、それにかけた費用は幾らでしょうか。

○**武田智労政能力開発課長** 基金訓練は平成21年7月から国で実施されています。平成21年度は71コース、受講者が1437名。平成22年度は689コース、受講者が1万3069名。平成23年はデータがありません。コースと受講者については把握しておりますが、これにかかった費用は国で実施しておりますので、それについては県では把握していません。

○**渡久地修委員** 71コース、689コースありますが大まかに言って半年、3カ月とあったと思います。それを受けながら、生活費が支給されると思いますが、その辺について月額幾らか教えてください。

○**武田智労政能力開発課長** 無料の職業訓練を受けて、訓練を受けている間生活給付金を受ける制度です。給付金については、扶養者なしについては月10万円、扶養者ありの場合は12万円です。またそれとは別に認定を受けている訓練校などは、1カ月当たり定額で6万円から10万円の奨励金が出ます。

○**渡久地修委員** 10万円と12万円の給付期間はどれくらいですか。

○**武田智労政能力開発課長** これは訓練期間中は支給されます。3カ月、6カ月等のコースの期間に応じて支給されます。

○**渡久地修委員** 今年度の9月開講分は8月31日で締め切りしましたか。今年度分はまだ数字はありませんか。

○**武田智労政能力開発課長** 基金訓練は9月開講分で終わりです。9月6日締め切りです。10月から新たに休職者支援制度というものができました。基金訓

練の平成23年度はコースが970コース、定員として2万5964名です。受講者数は5月までしか把握しておりませんが、2701名になっております。

○**渡久地修委員** この基金訓練は沖縄県の失業対策、就業対策の問題もありますが、こういった評価をしていますか。

○**平良敏昭商工労働部長** これは仕事がなくとも、失業保険、雇用保険を受けていなくても使えます。そういう意味でも、仕事がなく困っている方には一定の効果があると思います。ただ、趣旨が本来の意味で生かされているのかについては別の見方の指摘もあります。本来の目的できちんと使われるのであれば、制度としては仕事がなく困っている方についてはプラスになると思います。目的に沿って執行されるのであればいいのではないかと思います。

○**渡久地修委員** 私たちの周りにもこれを受けて非常に助かっている方もいます。今、商工労働部長が本来の趣旨と言っていましたが、きちんと使われているのであればよいと思います。10月からは新たな制度が始まるようですが、新たな制度はどのように変わりますか。

○**武田智労政能力開発課長** 10月からの休職者支援制度について御説明いたします。雇用保険を受給できない休職者に対して、訓練を受講できる機会を確保するとともに一定の場合には給付金を支給するということです。ハローワークが中心となって、きめ細やかな就職支援を行うことによって、早期の就職を支援するものです。大きな違いは、今までの基金訓練に対しては定員は書類に不備がなければほぼ認められていました。今回からは定数を定めて、制限を設けたことが大きな違いです。支給対象者は以前の基金訓練では訓練を受けるために必要な能力があることでした。10月からの休職者支援制度では労働の意思と能力のある者が一つ加わりました。より就職を支援する側面が強くなっていると理解しております。

○**渡久地修委員** では定員が定められるとすると、どのような予測になりますか。今年度は970コースで定員が2万5964名とのことでしたが、10月からの制度ではどれくらいになりますか。

○**武田智労政能力開発課長** 訓練実施計画がありまして、10月から来年の3月まで沖縄県では4200名の定員となります。

○渡久地修委員 4200名というのは沖縄県の失業者の実態からいって、多いですか少ないですか。

○平良敏昭商工労働部長 実態から多いか少ないかとなりますと、非常に答弁しにくいと申しますか、訓練は訓練ですのでそういった方を受けるニーズがどれくらいあるかということは、大体講座内容が3カ月から、半年ぐらいやっています、新たな訓練を置きたいというニーズを必ずしも全部把握しているわけではないので、多いのか少ないのかということについては、答弁しにくい状況です。

○渡久地修委員 今までの基金訓練は役立っていると思います。また受講生が受給する、または補助金をもらうといういろいろな制度があって、これが国等が考えているものに結びついていなかった部分も多少あるかもしれませんが、だからといって厳格化して必要な人が受けられなくなってしまうと思います。10月から新たな制度が実施されるということですので、この推移を国の制度とはしないで、きちんと多いのか少ないのかを見きわめて、もし少ないのであれば枠を広げていく、または受給要件を厳格にして、本来必要としている人が受けられないということがないように、改善すべきところは改善していくという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○平良敏昭商工労働部長 これは国の事業ですので、なかなか我々が細かいところまで関与することが難しいところですが、ただ失業者は県民ですので、県民が困らないような対策を県としてもとるべきだと考えております。またハローワークとは日常的に連絡をとりあっている担当もおりますので、そういったことについては機会をつくって意見交換をしてみたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第154号についてお聞きします。伝統工芸品の指定ということですが、伝統工芸品に指定するとどういったこととなりますか。

○平良敏昭商工労働部長 やはり伝統工芸品として県が正式に認定するので、製造工程や材料等がきちんと確かなものといえますか、消費者側から見てブラ

ンド価値が向上します。もう一つは製作者、指定されたことによって逆にいいますと責任感もより強くなりますので、製品の品質向上にもつながると思います。ですからブランド価値の向上ということは、販売側も消費者側も安心して購入しやすくなると認識しております。

○辻野ヒロ子委員 先ほどから材料の問題も出ておりますが、八重山地域でも結構クロキが盗まれて一時は大変なときもありました。今はほとんど輸入材料でつくっている、特に八重山地域でもたくさんの三線をつくっている方もいて、お土産品として販売していますが、2万円から3万円で購入できます。伝統工芸品として指定したときに、そういった問題はどうか気になりますかでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 どういった三線をつくるかについて規制はできませんが、やはり伝統工芸品として指定されたら、きちんとした材料、製造工程、刻印などの何らかの表示がされますので、そういった輸入品は差別されます。現在でも沖縄県三線事業協同組合は、県内で行ったものについてはシリアルナンバーを打っていると聞いていますので、何らかの表記がされることとなりますので、消費者側からするときちんとした三線であるのか、輸入品であるのかについてわかるようになると思います。

○辻野ヒロ子委員 例えば材料を部分的に買って、それを組み立てて三線として商品として出しているということがありますので、伝統工芸品となったときにこういった問題をそのまま見過ごしていくのか、本土の方々はどうしても安い物を求めますのでその辺が気になりますし、伝統工芸品として商標を張ったものを認めることをするなど、きちんとしないことにはせつかく伝統工芸品と言われても引っかかるのですが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 当然その辺については沖縄県三線事業協同組合と連携して区別ができるような対応ができると考えております。

○辻野ヒロ子委員 特に観光地のお土産品店に三線がたくさんある中で、そういったことが気になりました。例えば、ミンサーなどを販売する場合でも地元でつくっているミンサーについては、地元の商標を張ったものについては、きちんとした値段で販売します。またそれに似せてつくられたものが、入ってきていまして、これも同じものとして販売していて価格に差があります。そうい

ったことで業者が困っている状況があるので、三線についても懸念がありました。しっかりその辺についても研究していただきたいと思います。

次に陳情第50号についてお聞きします。これは4月から新しい企業による管理がされていますが、その運営はどのようになっていますか。

○湧川盛順産業政策課長 昨年度に選定された企業の株式会社ネオ・プランニングというところが現在福建・沖縄友好会館に入居して管理をしております。

○辻野ヒロ子委員 今ここに入っている企業は何社ありますか。

○湧川盛順産業政策課長 現在3社です。

○辻野ヒロ子委員 今回の選定の手順のほうで陳情者は苦言を申し上げていますが、そういう意味ではこれからの会館のあり方も気になります。今の課題はありませんでしょうか。

○湧川盛順産業政策課長 課題は入居施設の空き部屋がありますが、そこへの企業の入居が進んでいないということ。もう一つは、経済交流がまだ直行便がないという理由等で思うように進んでいません。その件については、今回の株式会社ネオ・プランニングが管理することとあわせて、同じ福建省と姉妹都市を結んでいる那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄県で連絡協議会を開いて情報を密にしながら取り組んでいくことになっております。ちなみに今度、那覇市が30周年記念ということで福州市でイベントをしますが、それに県も共同参加しまして、商談会を開いて交流を深めるという取り組みをしているところです。

○辻野ヒロ子委員 やはりせっかくつくった施設ですので、3社は寂しいと思います。実はけさ、陳情者の方に連絡して確認しましたが、陳情者の方たちも県とけんかはしたくないというので、撤退したとおっしゃっていました。より有効に活用できるように頑張っていたいただきたいと思います。いろいろなイベントも予定されているようですが、せっかくある会館を県も支援をして有効活用という点でいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃることはごもっともだと思います。これだけの予算を使って建てた施設ですので、当然有効活用しなくてはいけないと思います。つくった当時と今の中国ー福建省も随分変わっています。経済

的にもかなり力もついていて、最近ではチャーター便の話も出ていたりしますし、最近はリサイクル関係をしている県内企業が、現地の企業と商談成立をさせて、近々那覇市のほうで正式契約ということもありますので、そういった経済活動も少しずつ出ていますので、県としては那覇市、浦添市、宜野湾市などと連携しながら交流拡大に取り組んでまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第110号についてお聞きします。たくさんの方が開講されていることはありがたいことです。しかし、この窓口を訪れる方は失業している方で、ただでさえ心がふさがっているはずなのに、対応が悪いとますます嫌な思いをするわけですので、きちんとした対応が必要だと思います。これはやむなく陳情に至ったと思われます。質問書が出されたのに、回答をしなかったということがあります。県議会にも陳情が出されて議論がされたという形もあると思います。ただ陳情があっても何も言わなければ、陳情者には届きません。それについてはどう考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長 この事実の経過の細かいメモを見て、担当課長よりありましたように午前9時40分ごろに受け付けて、午後5時30何分ごろに終わったということは、私の考えとしましても正常とは思えません。非常に申し上げにくいですが、何時に受け付けた方は、何時までにはできそうだという情報を事前に与えることができるような対応が必要だと思います。申請される方は仕事もなく精神的にも落ち込んでいる方が多いと思われますので、そこには適切に配慮すべきだと思います。

○当銘勝雄委員 私もこれまで国の職員とかかわってきましたが、えてしてしてあげているという態度があります。私が職業訓練の係長をしていたときも相当さんざんに言われて、その予算をもらわなくてもいいのかと言われたので、もらわなくてもいいとお話ししたら、逆に心配をして態度が変わったことがありました。旧労働省からは、何かとお金を上げているのだということがあって、非常に不満がありました。また農林水産省においても同じようなことがありました。こういったことを思い出して、これは県民のためにも皆さん方からもきちんと話をして窓口の対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に陳情第154号についてお聞きします。先ほどからお話を伺っていますと、

伝統工芸品としての指定は賛成ではありますが、材料がないと非常に問題があります。1つは、材料をどうするかということですよね。クロキをこれからでも植樹して何百年後には材料として使える状況になるように今気づいたときにこれをやる。私は琉球政府時代の首席が1万本のクロキを植えたということがありました。当時は360円の換算ですので相当の財産です。そういったように植樹をしたら使えるようになると思いますので、ぜひ農林水産部とも連携して原材料をつくりあっていたいただきたいと思います。今、材料となる木材がないならばもちろん輸入品で賄うことになると思います。今度ANAがボーイング878の飛行機を導入しました。これは何を使っているかということ炭素繊維ですよ。これは鉄の重さの3分の1程度、強度は鉄よりも強いものが開発されました。そういったものを使って三線のさおをつくるというようなことが一つ考えとして出てきてもいいと思います。処理方針にもありますが、伝統的な技術、技法で製造するということでは合致します。ただ伝統的な材料、これまで使われた原材料が主たる原材料という意味では、使えないかもしれないがその辺を少し変えていけば可能になると思います。もしそれができないのであれば、伝統工芸品というものと一般的な三線を、そこに使ってもいいと思いますが、そのあたりについて何か思うことはありますか。

○平良敏昭商工労働部長 材料の件については、必ずしも県産でなくてもよいという解釈があるということですので、うまくやっていきたいと考えております。先ほどのクロキの問題にしても、材料として使えるまでは期間が必要です。そうしますと、例えばリュウキュウマツを産学官共同研究開発事業で、圧縮してクロキと同等のものができないかということの研究しておりますが、今後こういった研究も沖縄工業技術センターなどと連携して取り組むことも必要だと思えます。

○当銘勝雄委員 過去に商工労働部に伝統工芸課がありました。当時、私は観光指導課にいました。伝統工芸品は観光のお土産品としてあります。これを土産品指導をどうしていくかということに対して、当時の伝統工芸の課長から、我々は伝統工芸課だから普通の土産品については関知しないという話がありました。やはり沖縄県の観光産業と結びつけるものは、伝統工芸品をつくっていくこともいいことだと思います。もう一つは、沖縄県の文化的な日常的に使うようなものをどんどん販売していくこともいいことだと考えるべきだと思います。ですから2つの方向を目指さなくてははいけません。例えば、日常的に使っているお茶碗だったら300円から500円のものでもいいですが、伝統工芸品とな

ると値段が上がって何万円くらいになります。そういった行政展開をしなくてはならないと思います。そういう意味では、三線の伝統工芸品の指定に向けてその辺についてしっかりとやって、先ほどの炭素繊維を使うというような発想が出てくるのではないかと思います。

○平良敏昭商工労働部長 伝統工芸品とそうでないもの、当然我々県の工芸品産業振興という観点からみると、伝統工芸品をしっかりと育てていく。もう一つはそうでなくても、工芸産業として育てていくべき分野がたくさんあると思います。やはり観光客にいかにお土産品を販売していくかということは大きなテーマですので、きちんとした伝統工芸品に指定されて、三線の中でも値段も高くなります。一方では沖縄県三線事業協同組合の皆さんも認めていますが、やはり低価格のものも普及という意味で効果があるということです。そこで一定程度やった人は次のステップへ登り、本物の三線を買ってくれると。そういった消費者との関係ではいろいろな役割というか、その方に応じた最初は安いものから始めて、次に本物を買うということがありますので、余り狭い閉じた形の工芸産業ではなくて、もう少し広げていくという取り組みも必要だと思います。先ほど委員がおっしゃっていた考えは私も認識はしております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第118号についてお聞きします。これについてはこの趣旨にあるように1億9000万円で3分の2が国の補助金で、残りの3分の1を商店街が持つということですが、それでも厳しいということで県に要請をしています。県は処理方針にあるように補正予算で1000万円を計上しているとありますが、やはりもう一步踏み込んでいただきたいです。この商店街の約6000万円の持ち出しが厳しいということです。この6000万円は沖縄市は持っていません。沖縄市が2000万円、県が2000万円、商店街が2000万円というように6000万円について沖縄市も負担してもらおうように話し合いはできませんか。

○平良敏昭商工労働部長 1億9000万円のうち国が3分の2、残りの3分の1を沖縄市と企業者が負担をすることになっていました。その事業者の3000万円の部分の残りの1000万円を沖縄県が負担したということです。

○中川京貴委員 ではこの6000万円のうち3000万円は沖縄市は持つということ

ですね。その3000万円のうちの1000万円を県が持つということですね。次に陳情第35号についてお聞きします。その中で陳情文書にありますように高度化資金融資額約32億円を融資をしていただいて、この事業は御承知のとおり公的機関が約7割の出資をした公共性の高い事業で、連帯保証人の皆さんは街づくりに協力する、善意を持って取締役になると。高度化資金融資に係る32億円の巨大な保証債務の連帯保証人になっていると。これについては高度化資金融資に係る連帯保証人債務の軽減化について特段の配慮をしていただきたいというものです。私もこのような公共性の高い事業に協力する方たちが、最終的にそういった保証を負わせると、今後これから公共性の高い事業に協力する人が少なくなってくると思います。そういった意味では県の取り組みとしてはそういった配慮はどうあるべきかということについて、以前にも質疑しましたが、そのときの処理方針を含めてお答えください。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃる御指摘もよく理解できます。確かに公共性、個人の理由ではなくて公共的な視点からやったという趣旨は理解できます。しかし、そういったものをみんな連帯保証の仕組み、何かあったときに全く責任がないようにするのかとなると、これは無責任なことになります。ですから、県としては現時点ではこのような処理方針を出さざるを得ないです。

○中川京貴委員 全額無料ということではなくて、やはり軽減化について特段の配慮と要望がありますし、商工労働部長も御承知のとおり、建設業の違約金問題も沖縄県議会が全会一致で了解しながら、建設会社を倒産させてはいけないというハードルをクリアしながら、違約金の軽減化をしてきた経緯があります。そういった意味では、この問題についても早目に県としては結着をつけるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 建設業の違約金問題はよく理解しております。いろいろな裁判が終結して最終的には行方を見ながら、仮に債権の放棄となると議会の同意も得なければなりません。ですからそういった課題も含めて、今後裁判の成り行きも見ながら対応してまいりたいと思います。

○中川京貴委員 ぜひこういった高度化資金融資に係る連帯保証人、また公共性にかかわるものの軽減化について県は、配慮していただいて、早目にこの問題を処理していただきたいと要望申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」) と呼ぶ者あり

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成20年第63号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。まず初めにお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が11件、新規陳情3件となっております。継続陳情11件のうち、7件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

まず初めに、6月議会でお配りしました陳情に関する説明資料で欠落のあった項目について、おわび申し上げ、改めて説明いたします。

説明資料の17ページをお開きください。

陳情第38号の2、離島地域の観光振興に関する陳情の陳情要旨1について説明いたします。この陳情は6月議会において、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会から経済労働委員会へ付託がえがなされた継続陳情であります。

陳情者社団法人石垣市観光協会会長、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

1. 本県観光を持続的に発展させていくためには、特に豊かな自然に恵まれている離島地域において、自然環境の保全と調和のとれた観光地づくりを進め

ていく必要があると認識しております。県においては、離島観光の推進を図るため、引き続き修学旅行の誘致強化や海外チャーター便の支援に努めてまいります。また、今年度は新たに、離島観光施設等の周遊を促進するディスカバー沖縄離島観光事業を実施しているほか、宮古島、八重山地域、久米島の各観光協会に対し観光プロモーション事業を委託しており、離島観光の需要を喚起してまいります。なお、一括交付金については、県は国に対して使途の自由度の拡大を求めており、関係部局と調整しながら対応してまいりたいと考えております。

続いて、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料3ページをお開きください。

陳情平成20年第63号、サッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。6月議会の時点では、Jリーグ規格スタジアム整備基礎調査事業の受託事業者を公募している段階でありましたが、8月に受託事業者が決定し、調査を開始していることから、その旨修正しております。

説明資料7ページをお開きください。

陳情平成21年第105号、サッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

この陳情につきましては、先ほどの陳情と同様の理由で修正しております。

説明資料19ページをお開きください。

陳情第62号、沖縄県立郷土劇場建設に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

6月の経済労働委員会以降に2つの市町から誘致要請があり、また第1回検討委員会が開催されましたので、その旨修正しております。

次に新規の陳情を説明いたします。

説明資料20ページをごらんください。

沖縄国際議会の開催に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者自治体学会沖縄地域フォーラム代表、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

本陳情の趣旨である、沖縄のアイデンティティー等を議論する機会として、本年10月に開催する第5回世界のウチナーンチュ大会において、海外の沖縄県人会会長、ウチナー民間大使が出席し、ウチナーネットワークやウチナーンチュのアイデンティティーの次世代継承をテーマにした、ワールドウチナーシンポジウムの開催を予定しております。また、沖縄の国際交流を担う若者がウチ

ナーンチュ大会に出席する海外若者と次世代のネットワーク形成を議論する次世代会議も予定しております。

説明資料21ページをお開きください。

沖縄県文化協会への負担金見直しに関する陳情について御説明いたします。

陳情者沖縄県文化協会会長、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県文化協会への負担金につきましては、新沖縄県行財政改革プランにおいて協会の自立化を促すとのことから平成23年度限りで廃止することとなったところであります。沖縄県文化協会は、各市町村文化協会が実施する事業の質的強化及び文化芸術活動への幅広い全員参加型の体制づくりを目的として、平成7年に県が中心となり設立されました。同協会は地域文化の振興を担っている市町村文化協会を中心に組織され、しまくとぅば語やびら大会の開催等、伝統文化の普及・継承への取り組みにより県の文化行政に大きく貢献しており、県としてその重要性を認識しているところであります。このようなことから県としては、今後とも同協会と連携し、沖縄県の文化振興を図るため、伝統文化の継承と地域文化活動を促進するための施策の検討を行っているところであります。

説明資料22ページをごらんください。

石垣空港観光案内所の管理運営に係る予算措置に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者社団法人石垣市観光協会会長、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

八重山地域については、平成24年度末の新石垣空港の供用開始を間近に控え、魅力ある観光地づくりを一層推進していく必要があると考えております。また、アジアからの外国人観光客を受け入れる重要な南の玄関口であることから、県では、海外チャーター便への支援や地域が主体となった誘客プロモーションへの支援を行うとともに、空港等における多言語観光案内サインの整備等も行っております。県内の観光案内所については、県全域に及ぶ観光案内を県が担い、地域の観光案内は、地域特性を生かしてそれぞれの町村等が担うよう役割分担が必要であると考えております。なお、本来、ふるさと雇用創出特別事業の採択要件は、基金による事業終了後も引き続き継続雇用を前提としたものであることから、基本的には事業主体である石垣市を含む八重山地域全体で検討すべきものと考えており、石垣市及び竹富町に対し、課題解決に向けた調整を行ったところであります。県としては、今後とも、市町及び地域の観光協会等との適切な役割分担のもと、八重山地域の観光振興に努めていきたいと考えております。なお、処理方針に記載してはおりませんが、平成24年度予算措置の可能性の一つとして、国の緊急雇用創出事業等特例基金を活用した重点分野雇用創造

事業があります。重点分野雇用創造事業とは、雇用情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、観光等成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業であります。県では、石垣市及び竹富町と調整を行い重点分野雇用創造事業の採択要件を確認した上で、同事業に応募することを検討するようアドバイスを行ったところであり、本日、石垣市が応募したことを確認しました。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 陳情第129号についてお聞きします。これは今まで毎年幾ら助成してきましたか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 平成8年度から負担金の支出をしておりますが、平成19年度は255万8000円、平成20年度が218万7000円、平成21年度187万円、平成22年度149万6000円、平成23年127万9000円となります。シーリングがかかって年々減少傾向にあり、平成23年度限りです。

○前島明男委員 県もこれまで文化行政に大変力を入れてこられたと思いますし、これからも大いに力を入れていかなくてははいけません。そういう意味で、文化観光スポーツ部という部を創設しました。その折り補助金をゼロにするということはもってのほかだと思います。彼らが陳情を出すということは、どうにもならない、これは利益団体ではありません。当初は255万円だったのに、今は127万と半分以下に減っているし、平成23年度限りで廃止にするということは大きな問題だと思います。何のための文化観光スポーツ部ですか。新しく部も創設して、これから大いに文化振興に力を入れるというときに、補助金を

ゼロにするということはどういうことでしょうか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これは平成21年度の新沖縄県行財政改革プランの中で5年以上負担金ということで、補助金を受けている団体は一斉に見直しがありました。県庁全体でやっております、その中の一つであったということです。部としても課としても必要であると調整しましたが、自立を促すべきであるという最終決定がありました。

○前島明男委員 これは自立してやっていける団体ですか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 半分は負担金で運営している団体ではありませんが、この新沖縄県行財政改革プランは有識者層で構成する沖縄県行財政改革懇話会、地域意見交換会、パブリックコメントなどの実施も踏まえて作成されていまして、部としても強く訴えましたが残念な結果になりました。

○前島明男委員 これは行財政改革プランでの決定かもしれませんが、何でも削減したらいいというものではありません。必要なものは必要ですが、国でも何でも削っているけれど、必要なものには手厚く手当てが必要です。文化振興はこれからです。私も何かありましたら強く言いますが、ぜひ経済労働委員会でも強い意向があったということを確認してください。これからというときになぜ削減するのかと。私に言わせれば、127万円ではなくて300万円、400万円くらいの補助金を出してもよいと思います。それくらい補助金を出して文化振興に力を入れてほしいです。沖縄県の文化は他都道府県にない素晴らしいものがありますので、これからもっと伸ばしていかなくてはならないときにこの状況は困ります。

○瑞慶山郁子文化振興課長 沖縄県文化協会は市町村の文化協会を束ねている団体でして、県としては市町村とのネットワークが密着した団体ですので、そのネットワークを生かした事業を次年度要求して、事務費もつけるように要求しております。

○前島明男委員 各市町村の文化協会を束ねる大もとになる大事な協会ですので、これから大いに力を入れていただきたいと要望いたします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第129号についてお聞きします。今、前島委員がおっしゃっていたことは本当に的を射ていると思います。行政的には文化観光スポーツ部ができたときには、普通であれば文化観光スポーツ部がこれからスタートするというときに減額というのも不自然です。行財政改革で決定したのは、文化観光スポーツ部ができる前に決定されたことですよね。文化予算をふやさなくてはいけないときに減額はいかがなものかと思えますし、復活を要求するべきだと思います。この辺についてはどうお考えですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 4月に文化観光スポーツ部長に就任しまして、やはり愕然としました。実は会長、事務局長と一緒に話をしましたときに、平成の最初に立ち上げてから組織自体の若返りが必要だと感じました。それは会長には伝えました。いわゆる若い文化の担い手が会員としていないということで、そういった面ではこのままの状態ではさすがに行財政改革のまな板に乗せられ何もできなかったということは理解できました。今、地域とのパイプという面で非常に重要な部分ですので、今後とも沖縄県文化協会はしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。今までの形の補助ですと、シーリングがかかってくることがあるので、ことしからですが実際に事業として採択をしていただいて、その中で組織の強化もしていくということです。先ほどから議会でも議論があるように、5つの県の外郭団体、文化団体を束ねた会議を始めております。今後はその中にも位置づけて、この組織自体も新しくしていかななくてはならないと思います。ただお金を補助するだけではなくて、利益を追求する団体ではないので、逆にいいますと県の持っている補助メニュー、補助事業等という形で今後サポートをしていきたいと考えております。

○玉城満委員 沖縄県の文化の特徴として、先達の遺産を守り継承し、発展させていくということで、先輩方の力も必要ですし、若い文化人の力も必要です。それをコーディネートするためにもそういった組織をしっかりと教育して一緒につくっていかなくてはならないと思います。丸投げするのではなくて、文化観光スポーツ部も一緒になってつくっていくという気持ちを持って、そういった団体に負担金を出すことはいいことだと思いますので、今後模索していただきたいと思います。先ほど、前島委員のおっしゃったように何でも行財政改革プランで削減することが美化されていて、一番対象になることははっきり言って文化なので、ある程度カットしても問題はないだろうというイメージがあり

ますが、全く逆の話です。文化だからこそ、私たちが守って、沖縄県がすがるなくてはならないのは文化です。そのくらいの気持ちで、皆さんのほうがカットしていく人たちにしっかりと気持ちを伝えていかななくてはならないと思います。その辺のところをしっかりと押さえていただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 要するに若さだけではなくて、まさに今の時代のスピード感をしっかりとらえた形で、または間に入ってくるジョイント的な役割の人材が必要だと思います。そういった面での組織を減少させるのではなくて、拡充していく形で考えながら我々もしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

○玉城満委員 次に陳情第62号についてお聞きします。本会議での論議では、郷土劇場をうちに持って来てくださいという振興ではありませんでしたよね。検討委員会の中でもハードありきではなく、どういったことで自分たちが拠点づくりをしていかななくてはいけないのか、という部分が議論されていない状態で、ハードありきの陳情がこのように集まってきています。この辺については、文化観光スポーツ部のほうで、ハードありきではなくどういった仕組みにして、どういった組織にして、どういった持ち回りにするかというように、いろいろな展開があるということ、誘致してほしいという市町村に説明しておかなくては、単なる誘致合戦というイメージになっています。私はそうではないと思います。拠点もあるかもしれないが、移動もあるというようないろいろなケースで今後はやっていかななくてはならない部分があるので、その辺について各市町村の文化関係者にきちんと説明できるように、対応していますか。

○松川満文化観光スポーツ統括監 まさにおっしゃるとおりで、そのことに関して実は南城市、与那原町、八重瀬町担当者もいらしていました。陳情するだけではなくて、担当の方がいらしていて、意見交換会を設けて、皆様からの陳情は要するに皆様方もそれくらいの地域の役割、責任もあるということ、箱物をつくったらそれで終わりではないということを十分に説明しました。そのほかの市町村については説明はしておりませんが、要望があった市町村を集めて県の考え方、検討委員会で話し合われていることを十分に説明しながら共通理解をしていくことが大事だと考えております。

○玉城満委員 私たちは文化議員連盟として第1回目の検討委員会に参加することができて、意見を言う機会を与えてもらいました。今後この検討委員会は

年度内にあと何回くらい開催しますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 予定ではあと2回です。その間に各委員への聞き取りを行う予定です。

○玉城満委員 あと2回では、第1回目の検討委員会の様子からは、全部で3回である程度の方向性が決まるということは少し疑問です。もう少し回数をふやすべきだと思います。ただでさえ、どこを拠点にして、どういった流れにしていくかという論議だけでも相当な時間を要すると思います。3回の検討委員会で検討いたしました、拠点はこういった方向でいきますという流れにはならないと考えていますが、どうでしょうか。

○松川満文化観光スポーツ統括監 まさに委員のおっしゃるとおりだと思います。私自身も今年度中で基本的な考え方がまとまるものとは考えておりません。今年度、どの程度がまとまるのかあるいは来年度も引き続き細かい部分まで詰めて県のスタンスを固めなくてはならないと考えております。

○玉城満委員 この陳情と関連しますが、文化芸術振興条例をやはりまとめていかないと、そういったところもなかなか方向性が決まらないということも出てくるので、策定委員会を早目に立ち上げていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○松川満文化観光スポーツ統括監 先ほど事前に玉城委員から他都道府県の状況について教えていただきましたが、大阪府などはいいい条例を持っているということでした。ほかの都道府県は半分くらい条例があるのでしょうか、そういったことも学びながら早目に着手しなくてはならないと考えております。

○玉城満委員 ぜひ早目に策定委員会を立ち上げて取り組んでいただきたいという要望を申し上げます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第62号についてお聞きします。たまたま北谷町議会から出ておりますが、私の意見としては玉城委員と同意見です。去る9月の第1回

検討委員会で気になったのが、国立劇場おきなわとの覚書の件です。それは整理しないで前に進めるものなのでしょうか。

○松川満文化観光スポーツ統括監 私も国立劇場おきなわの誘致を担当していて、大城學委員長と一緒に仕事をしていました。その覚書についてはもう一つ申し上げますと、国立劇場をつくる時に県立劇場と両方とも近くにあっては、両方ともうまくいかなくなると。県の応分の責任を持ちなさいということで設立を誘致した経緯があります。我々が考えるときに、全く同じものをつくって、同じようなことをしてはやはりライバル関係になるので、国立劇場は国立劇場のあり方、県立劇場は県立劇場のあり方。向こうは組踊ということの、歌舞伎・文楽と並んで組踊も国指定のものであるからということで、沖縄県に国立劇場をつくっていただきました。大劇場はそれに特化された形です。それでも組踊は演目が少ないから、組踊だけではやっていけないので、そのほかの芸能もやっていきましょうというスタンスです。もともとの仮称は国立組踊劇場でした。しかし、これだけではやっていけないので国立劇場おきなわという名称になりました。では我々が望むものとしては、県立劇場としてはどういったソフトがあるか、どういった内容があるだろうか、建物をつくる時に例えば私のイメージですが、けいこ場をたくさんつくって、沖縄芝居などもできるようなものにする。またはオーケストラを中心とした幅広い世界に発信するような文化施設にするといういろいろなすみ分けができると思いますので、そのあたりを詰めていかななくてはいけないと思います。

○瑞慶覧功委員 先日の説明ではどっちをとるのかというようなニュアンスにとれました。それで国立劇場になるというように感じました。ですから、これを整理しないと前に進まないのではないかと思います。要するに国とはこれからそういった話をするのか、覚書がある以上一整理はついていないですか。

○松川満文化観光スポーツ統括監 大城學さんは琉球大学の先生になって、あえてそういったことを言いつつ委員の方、あるいは周辺にそういったこともあるということを知らせるために、あのような発言をしていました。私もあの覚書を忘れようかと思っていますが、国との覚書は国立劇場おきなわができてから、きちんとしたすみ分けができるのであれば、とやかく言われるものではないと思っています。国立劇場おきなわの邪魔をするものではない、むしろ向こうもサポートしながら県立劇場としてもどうあるべきかについてはできると思いますので、しっかり考えていきたいと思っています。

○瑞慶覧功委員 そういった決意で頑張っていたきたいと思います。

次に陳情第129号についてお聞きします。まさに前島委員、玉城委員がおっしゃるとおりだと思います。前にも別件で、県系人の留学生の問題で事業仕分けがあり、なぜそれが必要なのか、実態を通り越して、絶対的なものなのか、今回もきちんとした返事、別のプランを用意したということでしたが、やはり意味が違うと思います、沖縄県文化協会が直接陳情を出すということは。それにかわるものというような、本当にこれまで一生懸命頑張ってきた皆さんに裏切られた思いが出てくると思います。ですからそこはぜひ私は復活というか、そういう折衝をなさるべきだと思います。これは絶対なのか、これを変えるために一せっかく文化議員連盟も発足していますので、それを含めて方法として何かないのか、どうですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今、県の文化協会には那覇市が入っていません。正直申し上げまして、県の文化協会という体をなしていません。ですから我々が間に入って調整をして包括的といいますか、総合的な意味で本当の沖縄県としての文化協会としての役割について、問題提起をしていきたいと思っております。いろいろな事情があったと聞いておりますが、改めて組織の改革を求められている中で、そういった部分で本当にオール沖縄の文化協会にならなければ県とも調整が難しいと思っております。そういった形からもアプローチしていきたいと思っております。先ほどと付随しますが、県立郷土劇場にかわる新しいものもやはり同じような話でございます。検討委員会で全部が決まるわけではなくて、あくまでも一つの基礎的データとしてしっかりと、または県民にも広く10月から1月にかけてアンケート調査をしながら。先日、文化議員連盟の皆さんにも声をかけて来ていただきました。そういった形でどういった議論がされているかを見てもらって、オープンにしながらみんなで夢を見る形にしていきたいと思っております。沖縄県文化協会も含めてオープンにできる雰囲気づくりをしていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員 できましたらその沖縄県文化協会の皆さんと文化議員連盟と話し合うことも大事かと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 陳情第129号についてお聞きします。今のお話を聞くと、那覇市が入っていないということですが、ほかにも同様の組織がありますか。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** 委員がおっしゃるような組織はありません。26市町村ですが、残りは文化協会そのものが市町村にないというところですか。それを抜くと那覇市以外は全部入っています。

○**松川満文化観光スポーツ統括監** 那覇市は当初入っていましたが、その後平成18年に抜けました。

○**渡久地修委員** この陳情審査についてですが、最後になって那覇市が入っていない事実がわかるなど、次々と小出しにいろいろな事実がわかると審査が進みません。ですからいろいろな問題を私たちにもしっかりと話していただかないと、審査ができません。例えば、まだ伝えられてないことがあるのかという質疑をせざるを得ません。最初からきちんとオープンにして議論していくべきです。沖縄県文化協会は沖縄県の文化を代表する組織だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○**瑞慶山郁子文化振興課長** 同じ県内では沖縄県文化協会と沖縄県文化振興会があります。沖縄県文化協会は各市町村の文化協会を総括する団体です。沖縄県文化振興会は県内の文化全般を振興するコーディネートの役割や、団体を助成したりする役割分担があります。やはり沖縄県文化協会は市町村の文化協会とつながりがある団体で、性格が違うというすみ分けをしています。

○**渡久地修委員** いずれにしても私は沖縄県文化協会は、沖縄県の文化を総合的にある意味では代表してもいいような人たちではないかと思います。ですから、そういったところがきちんと発展するようにやっていくことが、本来の県の仕事だと思います。ですから、県が中心になって設立したわけですか。それはいろいろな事情で脱退するところが出ないように、県がもっとサポートをしてまともになっていくように指導していかなくてはいけないと思います。その辺は負担金も含めて、先ほど文化観光スポーツ部長からもあったように、最初はよかったが、いろいろと事業が停滞していったとあったが、それは県がどのようなサポートをしたのかが問われてくると思います。ですからその辺を県は県なりに、総括することは総括して、きちんと発表できるようにすることが皆さんの役割ではないですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長　まさに県の役割はそういった形です。今までのように、ただ単に負担金の助成をするだけではなくて、やはりどこかでまとめ役をしなくてはいけないという部分が多々出てきていると思います。実態としてやはり中が組織的にもう少し前進をしていかななくてはならないという課題があります。今後、そういったところも含めて、我々と一緒になってやっていこうと沖縄県文化協会と話をしています。たぶん陳情も何らかの問題提起をしたいという思いで出てきたと思います。我々が中のほうでしっかりと調整をしていますので、御理解いただきたいと思います。

○渡久地修委員　負担金を出したからあとは向こう任せではなくて、もっと親身に、特にそれぞれの文化を代表している人たちは、皆さん誇りを持った人たちだから、その辺について県がサポートしていけばうまくいくと思いますので、頑張ってください。次に陳情第62号についてお聞きします。いずれにしても、これは拠点としては必要だと私も改めて認識しました。皆さん方も認識していると思います。あそこに書かれたどのような方法が望ましいか、例えば1カ所拠点型がいいのか、分散型がいいのかあるいは沖縄県の芝居が中心なのか、ほかのものもやっていくのかとありましたよね。これはすばらしいと思いましたが、これをまとめるのは大変だと思いました。私ははっきり言って、全部まとめればいいのかと思います。非常に欲張りですが、全部まとまっていけるようなものをつくれたらいいなと思います。先ほど言いました形式のものがいいと思いますが、あの検討委員会のものを見てみると、白紙でどうぞ議論してくださいなのか、先ほど言ったように県としての大まかなイメージを出して議論するのか、どちらがいいと思いますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長　実際、第1回の検討委員会を開いてみて、正直に言いまして、文化議員連盟の方々に参加していただいてよかったと思いました。我々もどういった形の文化の発信、交流拠点が必要なのかと模索をしています。最終的には県民が求めるものでなければ、いくらハードを用意しても中には何も入らないということはよくない。おっしゃるとおりで、やはりソフトをどうするかという活用型をしっかりと考えていかななくてはならないと思います。ですから1回目の検討委員会を経て、第2回目はさらに進めた議論をしますが、幾つかのパターンがやはりそのうち出てくるのではないかと思います。玉城委員からもあったとおりの意見もありましたし、渡久地委員からも違った意見が出てきて、我々もいろいろな議論をしながら、できれば年内でいろいろ

な形のモデルを考えていきたいと思っています。

○渡久地修委員 ぜひみんなの意見を取りまとめて、全部取り入れたほうがいいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 陳情第38号の2についてお聞きします。この陳情の中身を見ますと、大きな課題が3つあると思っています。1つは、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが沖縄本島主体に事業を行っていて、離島はどうなっているのかということ。もう一つは、予算配分のあり方です。これが観光振興上の離島振興に係る予算配分が甘いのではないかということ。もう一つは、県の出先機関がしっかりと機能しているのかということです。これは私もまさにそうだと思います。出先機関の機能が文化観光スポーツ部ができて、新たな取り組みをしようとしているが、出先機関は総務課しかありません。昔は観光総務課があったのに、観光がなくなって総務課しかない。このリーディング産業、離島の観光振興をしようとして新たな組織をつくったのに、これが機能していないという話を私たちは現場で確認しました。そういう意味で、どのような形で県が対応したのか、地元の人たちとの聞き込み調査とか意見交換会でもまして、県はリーディング産業というものに出先機関にさえも観光施策を実施する組織がないけれども、どうなっていますか。それはどういった取り組みがなされましたか。

○嵩原安伸観光政策課長 行政改革の一環として支庁の再編がされて現在の事務所になっています。その中で議論としては、県と市町村との役割分担ということで、宮古島には宮古島市ができて、八重山地域は合併はなかったですが、石垣市、竹富町という市町村があります。その中で地域の観光振興は、それぞれの地域が担っていくという議論がなされて、現状のように観光という名称がなくなったと理解しております。ただし、現状として例えば離島振興会議をことしから始めていますが、それぞれの事務所と連携してやっておりますし、各地域の市町村との間に立って連携してやっていますので、そういう意味では、形は若干機能が低下したように見えますが、実質的にはそうでないと考えております。

○座喜味一幸委員 今回の答弁は少しおかしいと思います。宮古島、八重山地域の組織編成のときにどういった議論がされたのかということです。機能を落とさない、部長待遇の土木事務所の所長、農林事務所の所長、総務の所長をしっかりと置きますので機能は落ちないという説明で、我々は組織再編を認めました。これでは話になりません。もう少し誠意のあるやり方を考えていただきたいです。離島観光振興会議というものをやっていますが、これは組織がないから、もう少し情報交換の場はないのかということをやったと私は理解しているのですか。どういったスタッフで、どういった議論をしていますか。宮古島、八重山地域でどうですか。

○嵩原安伸観光政策課長 離島観光振興会議は、宮古島、八重山地域、久米島の3エリアで実施しております。まず県のほうからは、観光担当、地域離島課から参加しています。地元からは、全市町村、観光協会、観光関連の団体、商工会等の経済団体も入る場合もあります。そういった構成でことし、各地域で1回ずつ実施しております。

○座喜味一幸委員 これは石垣市観光協会の会長が怒っていました。県は出先機関があつて何をしているのかと、本当にリーディング産業を知事はやろうとしているのかとも言っていました。そういう意味では、私は今までは沖縄本島を中心とした大きな仕事があつたのかもしれませんが。しかしこれからは、離島の潜在的な資源を生かしていくという意味において、総務課でもいいですが、ある意味での文化観光スポーツ部の県の施策をしっかりと地元におろす、地元と意見交換ができるようなことを本気でやらなくては離島振興を重点に抱えている知事はこの実態をわかるのだろうかと思うくらい、本気さが見えません。またこの文化観光スポーツ部は何のためにつくったのですか。また離島はどのように位置づけたのですか、また業務の縮小はどうなりましたか。これは今の県の取り組みは甘いと思います。組織を再編して形はつくったけども、末端までそれがおりないという組織は、根本的に問題があると思います。組織を本気で検討する考えはありますか。大きな組織を変えてほしいのではなく、スタッフを含めてどうなのですか。

○下地芳郎観光政策統括監 これまでの議会の中でも、沖縄観光にとって離島の役割は非常に大きなものがあるということで、これまでの事業も反映をしました。御指摘のように宮古支庁、八重山支庁、旧支庁の見直しに当たってやはり観光振興という名称が消えたということで、特に地元の中でいろいろな意見

があることは我々も承知をしております。そういったこともあって、離島観光振興会議を今年度から始めました。御指摘のようにまだまだ地域との温度差と申しますか、それは確かにあります。先ほど観光政策課長からもありましたが、地域が中心になった観光をどうつくるかという議論と、県がどのようにサポートしていくかという議論と両方大事だということは十分認識をしておりますので、全体的な事業の支援という形もありますし、彼らからの意見を聞いて予算を逆に県から流していく。そこに県の八重山事務所、宮古事務所の役割が若干薄くなっている事実があります。ただ特に八重山地域のほうからは、やはり委員の御指摘のとおりコーディネート役をしっかりとやっていきたいという意向も出てきていますので、組織再編とどのようにつながるかどうかはこれからの議論ですが、我々としても八重山事務所の職員をしっかりと中に入れて、離島観光振興会議をより充実していくと、これは我々だけではなくて企画部の地域離島課も一緒にやっておりますので、そこはしっかりとやっていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 非常に妥当だと思います。1つはこの財団法人沖縄観光コンベンションビューローの使い方、財団法人沖縄観光コンベンションビューローも一そもそも本当に離島のインターネットを見ても離島の素材はふえてきていますが、ほとんどないがしろでした。年に一度、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの職員が行って、地元の観光協会や観光部局と話し合いをして意見交換会をして、ほとんど持ち帰って、何もないということが実態だっと思えます。この財団法人沖縄観光コンベンションビューローの生かし方、すなわち財団法人沖縄観光コンベンションビューローのスタッフのような人たちを、地元でも県出先機関でもいいですが、そういった配置、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの働かせ方というものにおいて、私は安里会長と相談しながら離島の情報網を吸い上げていくような仕組みづくりを検討してはどうかと思えます。これは議論していただけますか。

○下地芳郎観光政策統括監 財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割についてですが、新しい体制がスタートする中で3人の副会長を配置して、財務に関する委員会、誘致に関する委員会、受け入れに関する委員会と3つの委員会で業界の重立った方々をメンバーに入れて議論をしていく。その中で離島からもメンバーに入らせていただいています。この数カ月は、相当深い議論が地域でされています。ですから今委員の御提案のとおり、財団法人沖縄観光コンベンションビューローからどのように地域と関係するかについても、人材を

派遣することがいいのか、どのようなやり方がいいのか、これもまさに財団法人沖縄観光コンベンションビューロー側で議論しています。このあたりは月に1回我々も入って財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役員会で議論をする場がありますので、そこでしっかり確認したいと思います。

○座喜味一幸委員 私も安里会長に、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが地域の意見を聞ける仕組みづくりをしてほしいと話しました。必ずしも役員の中に入れてほしいとは言わない。役員に入ったほうがいいには決まっているが、やはりいろんな意見を言えるようなスタッフというものを抱えるような沖縄観光コンベンションビューローになってほしいです。ぜひその辺を配慮してほしいと要望を申し上げました。その辺はぜひ本気で検討していただきたいと思います。財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、私も組織がよくわかりませんが、文化的なイベント、スポーツのイベント、そのようないろいろなイベントに対する補助金、助成金まで全部判断する、交付する権限を持っていますよね。その辺の仕切りはどのようになっていますか。

○神谷順治観光振興課長 財団法人沖縄観光コンベンションビューローに県のほうからやるイベントやプロモーション等の委託はしております。それは仕様書の中でこうしてくださいという形でお願いしていますので、それを財団法人沖縄観光コンベンションビューローがさらに観光協会への持ち分ということは、我々の持っている事業の中ではそういったものは実施はしていません。先ほど宮古島、八重山地域、久米島については今年度から直接県のほうから各観光協会への委託費という形で助成、それぞれ宮古地域、八重地域には500万円、久米島については200万円という形で今年度から離島観光を強化するということでしております。

○座喜味一幸委員 そうしますとスポーツイベントについても文化イベントについても、観光協会にどんぶりで500万円の委託をしていると理解していいですか。

○神谷順治観光振興課長 そのように各離島の観光協会からの強い要望がありましたので、そのような形で、いわゆるフリーハンドで観光協会がプロモーションなど、自分たちで考えて上げてきてくださいとお願いしました。各観光協会が自分たちで考えて、県の職員がヒアリングしてまさにそれを実施しようとしているところです。

○座喜味一幸委員 1事例を言わせてもらいますと、ゴルフダイジェストというゴルフ本を出している出版社がありますね。そこが沖縄の例えばいろいろな島々をシリーズとして組んで、韓国、中国に発信をしたい、本の別冊で発信をしたいというような要望があります。これはまた我々にはまたとないチャンスで、財団法人沖縄観光コンベンションビューローのインターネットとゴルフダイジェストの沖縄ゴルフ案内のリンクをやってもらおうと、すごい効果があると思って、私もすごく興味を持っています。財団法人沖縄観光コンベンションビューローに言ったら、話だけで反応がない状況があります。このような大きな課題はどこで仕切りますか。

○神谷順治観光振興課長 先ほどお話ししました、離島会議の中でも我々は宮古島についてはゴルフ場がたくさんあるということ、宿泊施設があるということ踏まえて、特に今年度は離島へのチャーター便の助成も1人5000円という形をお願いしています。例えば、韓国だとゴルフ熱が高いのでぜひ宮古島にもチャーター便を飛ばして、ぜひそのようにしてほしいと我々直接観光協会にも、離島会議を通じてお話し申し上げていますので、県もそのような形で力を入れていきたいと思えます。

○座喜味一幸委員 確認いたします。ゴルフツアーで来るときに外国の人たちに1人当たり5000円の助成をするということによいですか。

○神谷順治観光振興課長 例えば韓国からチャーター便を宮古島に飛ばすときに、1人当たり5000円助成して、これは旅行代理店に対して助成しています。この予算を6月補正でとらせていただいていますので、そういった形でぜひ活用してくださいということをお願いしています。

○座喜味一幸委員 例えば石垣島に台湾からいろいろとチャーター便を飛ばすときにも助成をやっていきますし、宮古島でも具体的に確認できました。こういったものが、私の地元の近くの旅行代理店やゴルフ場に聞いてもわかりません。そういう意味で、先ほどの組織と関連する、あるいは財団法人沖縄観光コンベンションビューローの話と関連して、そういったものが活用されていません。今外部からのチャーター便の助成を受けているのは、石垣島だけだと思っていますが、こういった制度は沖縄全体であるのですよね。そういったものが活かされていないこの危機感はどこかといいますと、やはり旅行代理店もゴルフ場

もわからない、ましてや宮古市長もわからない、観光協会もわからないと全部わからないということでした。そういったものの機能性を高めていくためにどのようにしていくかということをするべきです。

○村山剛スポーツ振興課長 先ほどの委員のおっしゃっていた、ゴルフダイジェストへの沖縄のゴルフ環境掲載ですけれども、私どもの担当者がいろいろなゴルフ環境の紹介ということで、チラシ、冊子に載っているゴルフ場を紹介したと聞いています。先ほどから議論になっていますが財団法人沖縄観光コンベンションビューローの中で、スポーツイベントがどうかかわってくるかといいますと、いろんな誘致に関して財団法人沖縄観光コンベンションビューローはさまざまな取り組みをしています。財団法人沖縄観光コンベンションビューローの中にはスポーツコンベンション推進協議会が設置されています。これは各自治体、観光協会が負担金を出し合って運営されている事務局です。この事務局の中では、例えば県外で開催されるスポーツのイベントなど、その中でも出店ブースをつくって沖縄県のスポーツ環境をPRする取り組みをしております。例えば、県外のマスコミを招聘して県内のスポーツコンベンションの取材を行っています。先ほどのゴルフダイジェストの件はその部分での何らかのコンタクトができるのかと考えています。それからスポーツコンベンション推進協議会は県外の重要なプロスポーツのキーパーソンや監督など、各誘致をしたい市町村や商工会議所と一緒に接触して誘致活動をしています。また、例えばここでどのようなイベントを開催したいというときには、財団法人沖縄観光コンベンションビューローが持っている、これは額は小さいですが、空港における歓迎横断幕とか、イベント当日にエンターテインメントやエイサーを披露するという支援もしております。

○座喜味一幸委員 結構いろいろなことをする材料はあるけれども、それが展開されていないという実感があります。財団法人沖縄観光コンベンションビューローを沖縄県がいろいろな横断幕でも、その主催、協賛の中に名前を連ねていただくということだけでも、スポンサーがとりやすい、経費がおりやすいということがありますので、県がいろいろな細かいイベントにも名前を出す、財団法人沖縄観光コンベンションビューローがどんどん協賛に入るといった取り組みをお願いいたします。

○平田大一文化観光スポーツ部長 そのようにぜひやっていきたいと思えます。申請が上がってこないとなかなか出せないという面があるのですが、そう

いった面からいいますと、我々いつもコンタクトをとれていないとやはり今の
ような県と離島の歩調が合わないということもあろうかと思えます。情報発信
力については我々の課題でして、いろいろな公募や募集関係、基本的にはホーム
ページですが、それ以外の情報の出し方がまだまだ改良の余地があると思
いますので、隅々まで皆さんが一度は目にしてチャンスを手にするかどうかは、
それぞれの主体者、主体事業者が決めていくという形で我々としては情報をし
っかりと届けることをしっかりとやっていきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第38号の2についてお聞きします。やはりリーディ
ング産業だと言われている観光、特に先島―八重山地域は観光がメインです。組
織改編で本当にこういった形で観光という部門が抜けたということは、地元で
も厳しく言われました。先週、八重山観光の集いがありまして、100名余りの
方がみえて八重山事務所長と観光担当の方がいました。県は全然八重山観光に
対しての力がないと、こういった形でよいのかと言われました。やはり機能を
低下させてはいけないということが、組織改編の条件だったと思えますが、新
石垣空港の開港も1年5カ月に控えて、これから観光を頑張ろうというときに
事務所が変わるし、観光総務課が観光という名称がなくなったということは大
変大きな損失です。確かに県も一生懸命頑張っていますが、先ほど宮古島から
出た問題も一緒です。ですから、これからでも組織を観光の部門をしっかりと
置いていただきたいです。そうでなければ皆さんが納得しないと思えます。で
すから観光を成長させるには、文化観光スポーツ部長も離島の出身でもありま
すので、本当に今力を入れてもらわないといけないと思えますがいかがでしょ
うか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 たしか6月のときにも機能の低下がないよ
うに離島振興会議などをしていくとお話をしました。恐らく機能の低下という
よりは意思の疎通力、情報の共有力が低下しているように思います。ですから
しっかりと情報を共有できるようにしたい。それは今ある組織の形が時代の流
れの中で変わったことがあったとしても、やはりそういったお互いの意思の疎
通はしっかりとやっていきたいと思えます。それは県のほうから率先してでき
るように心がけていきたいと思えます。

○辻野ヒロ子委員 以前は八重山支庁長というポストがあったので、いろいろな面で支庁長が出てあいさつをして、県の知事の名代という見方をされていましたが、今は八重山事務所長や土木事務所所長など全部所長という形で分散しているので、弱く感じます。そういった意味でも苦情は受けていますので、そのあたりも考えるべきだと思います。今の形では厳しいと総務部長に申しあげています。やはり今までの雰囲気と全然変わっているという感じを受けます。観光に対して特に前回の集いで何名かからその話がありましたので、強く申し上げたいと思いますので、ぜひいい方向に解決していただきたいと思います。

○下地芳郎観光政策統括監 今委員からお話がありましたし、我々も今後総務部とも組織改編後いろいろな意見が地元からあると、兼島総務部長も以前八重山支庁長を努めていましたし、当時の状況と今の状況を踏まえて、今の宮古、八重山事務所の観光に関する組織のあり方はこれでいいのかどうか。我々は財団法人沖縄観光コンベンションビューローというパートナーもありますが、やはり行政ですので、県の事務所、それぞれの市町村としっかりと行政ベースで関係をとってそれぞれの地域で県の窓口機関がある程度の役割を果たしていく。そのためにどういった策が必要なのかは総務部と意見交換をしてまいります。

○辻野ヒロ子委員 次に陳情第136号についてお聞きします。先ほど文化観光スポーツ部長が追加答弁していましたが、その部分についてメモをいただけませんかでしょうか。

次に陳情第63号と陳情第105号についてお聞きします。実はこれは今年度たしか予算委員会で1000万円の調査費がつきましたよね。それでこの処理方針が出ていると思いますが、これは結局はどのような内容で進めているのでしょうか。2万人の規模で考えていると明記されていますが、沖縄県総合運動公園のこともありますし、それとは全く別にきちんと調査費がついて進めていくのか確認させてください。

(後に辻野委員からの要求資料は各委員へ配付された。)

○村山剛スポーツ振興課長 今私どもの部で調査しているものはあくまでも整備に向けた可能性です。例えばコンベンション機能、ショッピング機能、それらの多機能な施設の沖縄県での展開の可能性、それから施設の健全な運営の方法をフィージビリティ調査といいまして、可能性の調査をしています。例え

ば具体的に対象とするスタジアムが2万人規模ということは考えておりません。ただ基準としてはJ1規格のスタジアムの整備ということが、知事公約でありますので、それは1万5000人の収容可能なスタジアムを前提に調査をしております。

○辻野ヒロ子委員 沖縄県サッカー協会からは沖縄総合運動公園のことではなくて、新たにサッカー場をつくってほしいということが要請です。沖縄県サッカー協会はずっとこれまで要請も続けて先進地を見たりしてますので、そういう中で那覇市は今年度で奥武山公園に陸上競技場兼用のサッカー場も含めての調査をしているので、それを県も一緒に見守りながらやっていきたいということもありますが、その陸上競技場兼用サッカー場は本当に奥武山公園の今の建ぺい率とかを考えたときに、本当にできるのかどうかお願いします。

○村山剛スポーツ振興課長 那覇市は防衛省の予算900万円をかけて奥武山公園の全体計画の見直しの中でサッカー場の建設可能性の調査をしています。確かに委員がおっしゃいますように、非常に難しい面がありまして、都市公園の建ぺい率の問題があると那覇市から聞いています。都市公園、いわゆる奥武山公園の全体計画の中で建ぺい率を考えると、建ぺい率は2%、したがってセルラースタジアム那覇や奥武山公園にはプールもありますし、その中で建ぺい率、敷地面積に対する建築面積の割合が2%を超えるのではないかとということで、今、正式に那覇市がいろいろな調査をしています。この結果が出ますのが今年度中ということで、その調査結果を見ながら県のスタジアム、県が独自に整備してスタジアムにするか、あるいは県として那覇市と連携してスタジアムを設置するか、今年度中に判断したいと思います。

○辻野ヒロ子委員 わかりました。ではそのあたりも含めていろいろと気になりました。沖縄県サッカー協会からの依頼もあるものですから、ぜひ今回の調査をしっかりとやっていただいて、沖縄県サッカー協会の皆さんの御期待に添えるような形で進めていただきたいと思います。文化観光スポーツ部長どうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 先ほどスポーツ振興課長からもあったように、ことし用意した予算の中でしっかりと検討していくと。大きなプロジェクトですので、多くの県民の皆さんの応援、議員の皆さんの支援がなければ実現が難しいと思っております。あわせてそういった部分、先ほどから言っていま

すように、ずっと皆さんと議論しながら本当に証明できるようにしっかりと検討を推進していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第63号、陳情第105号についてお聞きします。修正処理方針を出していますが、取ってつけたように、実施しているところでありますとありますが、平成20年と平成21年の陳情もそうになっていますが、これは本当に予算もついて調査していますか。

○村山剛スポーツ振興課長 きちんと900万円程度の委託調査費がついて、7月の下旬か8月の中旬ごろに発注しております。

○当銘勝雄委員 皆さんの処理方針を見ていますと、自然の芝と、天然芝と人工芝の併設サッカー場は基本的には難しいとありますが、調査をしないうちに回答しているのかと思いましたが、その辺はどうでしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 これは、陳情の中で沖縄県サッカー協会のほうは、県内各地につくっていただきたいということでしたので、県内各地に天然芝ということになると非常に整備に費用がかかりますし、時間もかかります。したがって、天然芝のサッカー場は今私どもが構想していますJリーグ規格のスタジアムだけでよいのではないかと。したがって、県内各地に天然芝のサッカー場をつくるということは、現実的ではないと回答しております。

○当銘勝雄委員 陸上競技場との共用といいますか、それは現実的に可能でしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 今J1、J2あるいは各南米等のプロが使っているサッカー場も陸上競技場との兼用で使われているサッカー場がかなりあります。したがって今のJリーグの基準でも、陸上競技場との兼用ができないという基準はJ1規格でも特にありません。

○当銘勝雄委員 少年野球よりもむしろサッカー少年がふえているように見受けられますが、野球は11球団が沖縄県でキャンプしていますが、ぜひサッカー

についても大いに期待できるわけですから、そしてさらには少女たちにも、なでしこジャパンにあやかって沖縄県に対する魅力づくりができると思いますので、頑張ってください。

○村山剛スポーツ振興課長 先ほどサッカーキャンプのお話はありましたが、非常にサッカーキャンプは沖縄県でも今後の展望の高いプロスポーツの分野でして、ことしの2011年シーズンはJリーグのチームが4チーム、韓国のチームが2チーム、中国のチームが1チームと合計7チームのプロサッカーのチームがキャンプをしています。可能性が非常に高いスポーツカテゴリーだと言えると思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 ぜひ文化観光スポーツ部長初め、職員の皆さん、なぜ知事が文化観光スポーツ部を設置したかと、知事の肝いりでできた部ですので、お互い責任を持ってこの職務に当たっていただきたいということと、きょう出たいろいろな質疑がありますが、この質疑に対しても文化観光スポーツを設置する前のいろいろな事情がありましたので、それもほかの部局と相談しながら対応していただきたいと思います。そして、目の前に来た世界のウチナーンチュ大会に向けて県外からたくさんのお客様が見えますので、これに向けて全力で取り組んでいると思いますが、それも含めてチームワークをとって本当によかったなと結果を残していただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 次回は、明 10月6日 木曜日の視察調査から帰庁後、

直ちに委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子